

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 6月 9日午前10時00分				議長	岩澤 信	
	散会	令和7年 6月 9日午後 3時50分				議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別		
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○		
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○		
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○		
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○		
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○		
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○		
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○		
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○		
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○		
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長 前 野 拓		事務局 次 長		蛭 原 康 友			

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
健	康	福	彦	坂	樹
こ	ど	も	助	川	直
ま	ち	づ	森	川	和
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	飯	竹	永
消		防	岡	田	直
総	務	部	立	野	啓
財	政	部	三	浦	雄
健	康	福	関	口	勝
こ	ど	も	佐	藤	睦
ま	ち	づ	海	老	原
ま	ち	づ	木	村	太
都	市	整	中	村	有
会	計	管	斉	藤	理
消		防	仲	村	
総	務	課	土	谷	靖
政	策	推	高	中	
魅	力	と	数	藤	弘
財	政	課	谷	池	公
管	財	課	丸	山	
高	齢	福	井	橋	久
健	康	づ	海	老	原
		推			充
		進			
		課			
		長			

建 築 指 導 課 長
学 務 課 長
指 導 課 長
生 涯 学 習 課 長
ス ポ ー ツ 振 興 課 長
健康づくり推進課副参事
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐

田 中 健 士
石 橋 陽 一
丸 山 信 彦
秋 山 和 也
稲 村 忠 弘
櫻 井 裕 久
岡 田 繭 子

令和 7 年第 2 回取手市議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 1 0 時開議

日 程 第 1 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②古谷 貴子 議員
- ③鈴木 三男 議員
- ④久保田真澄 議員
- ⑤小堤 修 議員
- ⑥山野井 隆 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②古谷 貴子 議員
- ③鈴木 三男 議員
- ④久保田真澄 議員
- ⑤小堤 修 議員
- ⑥山野井 隆 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日 程 第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） 皆さん、おはようございます。創和会、岡口すみえでございます。今日は季節にちなんでアジサイをつけてきました。ピンクのアジサイの花言葉、元気な女性です。今日も朝活、走りながら頑張っておみ拾いやってきました。さて、市長さんをはじめ執行部の皆様方、この一般質問に向けて御準備を本当にありがとうございました。議員の皆様方、よろしくお願いいたします。そして、傍聴席にお越しの皆様方、インターネット配信等で御覧いただいている皆様方、ありがとうございます。さて、いよいよ関東地方も梅雨入りの時期となりました。皆さんは梅雨に対してどのような印象をお持ちでしょうか。私は旧稲小学校に勤務していた折、毎日学級だよりを発行しておりました。その学級だよりの冒頭のとき——ちょうどこの季節のときなんですけれども、「うっとうしい梅雨の時期となりました」と書きました。当時の校長先生が、「梅雨の晴れ間に咲くアジサイがきれいな季節になりました」ではどうだい、と優しく添削してくださいました。その先生は私の中学校の恩師でもあり、また後に上司として私を御指導してくださった方です。そして、今でも私の一般質問に毎回足を運び、傍聴してくださっております。先生、ありがとうございます。私が受けてきた日本の教育のおかげで、今の自分があります。私

はこれまで一貫して、「教育ならお任せ」という信念の下、活動してまいりました。子どもたちへの投資は未来への投資、今回の一般質問も教育に関するテーマを中心として進めさせていただきます。資料もございますので席を移動させていただきます。

〔3番 岡口すみえ君質問席に移動し資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） いよいよ令和8年度から中学校の部活動の地域移行が本格実施されます。取手市におきましても、少子化や教職員の働き方改革の観点から、地域との連携による持続可能な活動体制の構築が求められています。これまでの一般質問においても多くの議員の皆様から質問があったと存じております。しかし、吹奏楽部をはじめとする文化部についての質問はございませんでしたので、ここで取り上げさせていただきます。吹奏楽部は運動部とは異なる特性を持ち、長期間にわたる練習や専門的な指導が必要です。また、地域や保護者からの高い期待も寄せられている文化系部活動の代表的存在です。大会への出場や地域イベントへの参加など、学校教育と地域社会をつなぐ重要な役割も担っています。こうした現状を踏まえ、吹奏楽部の課題、支援体制の整備、指導者の確保などについて、市の取組と今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 岡口議員の御質問にお答えいたします。取手市では、これまで運動部の地域移行について、令和5年度から休日の部活動を先行的にモデル事業を指定し進めてきました。休日の部活動の地域移行を進めている中で、文化部の地域移行につきましても、吹奏楽部の楽器の修繕費や楽器の移動をどうするかなど様々な課題があり、取手市部活動地域移行推進協議会の中でも度々議論していただき、様々な御意見、御助言をいただいていたところです。そのような中、部員の減少に悩んでいる取手二中や藤代南中学校と議論を重ね、また市内で長年活動している取手市吹奏楽団【「取手市吹奏楽団」を「取手交響吹奏楽団」に発言訂正】の協力を得て、今年度から取手二中と藤代南中の吹奏楽部が、それぞれ文化部としては初となる文化部系の地域移行に取り組んでいるところです。吹奏楽部の地域移行は近隣自治体でも例がなく、先行して進めているところです。藤代南中の吹奏楽部の指導をお願いしております取手市吹奏楽団【「取手市吹奏楽団」を「取手交響吹奏楽団」に発言訂正】は、これまでも取手一中や藤代南中吹奏楽部を定期的に御指導いただき、毎年春に開催されますジャズフェスティバルにおいても共演してきた経緯がございます。今年度、吹奏楽部以外の美術部につきましても、ワークショップ等によるイベントを実施する予定でございます。このイベント等を通じて生徒のニーズを把握し、より充実した活動の提供を目指しております。また、アンケートを実施し、生徒の声を聴く機会を増やし、よりよい移行に努めていきたいと考えております。また、取手市には東京藝大や取手アートプロジェクトなどの文化芸術に関する人的資源が豊富に存在しております。これらの資源と連携して部活動の地域移行が成功事例となるよう、今後も進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 吹奏楽部の地域移行は、近隣自治体でも例がなく、先行して進めているということ、すばらしいと思います。取手市吹奏楽団【「取手市吹奏楽団」を「取手交響吹奏楽団」に発言訂正】の協力を得て取り組まれているということですが、部員の皆様からどのような声が届いているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。4月から吹奏楽部の地域移行、藤代南中と取手二中で開始されました。生徒たちの声を聴いておりますと、「より専門的な知識や技術で指導してくれているので意欲を持って取り組める」「新入生の楽器選定なども積極的に関わってくれて非常に助かった」というアドバイスなどをいただいたということで、声をいただいております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 意欲的に取り組んでいるということは本当によかったと思います。次に、指導者の確保について伺います。部活動を地域に移行するに当たり、最も大きな課題の一つが、指導者の確保であると認識しています。従来、学校の教員が担っていた指導を地域においてどのように代替し、質を維持していくかは、移行の成否を左右する重要なポイントです。地域には既にスポーツや文化活動に携わる指導者の方々もいらっしゃいますが、全ての競技・活動において十分な人材が確保できるとは限らず、その育成やマッチングが課題になると考えられます。また、指導者の人材バンクの構築、報酬の在り方、研修制度など、継続的な支援体制も必要です。こうした点を踏まえ、取手市として現在、指導者確保のためにどのような取組を行っているのか、また今後の課題認識と対応策について、市の見解をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） ただいまの岡口議員の御質問にお答えいたします。部活動地域移行に関する指導体制について、お答えいたします。先ほど答弁させていただきましたとおり、今年度から文化部系の吹奏楽部2クラブも地域移行に取り組んでおり、令和7年度は運動部系で7競技10クラブ、文化部計2クラブで休日の部活動の地域移行として活動しております。各クラブの指導者ですが、基本的には学校の教員による兼職兼業が主となっております。中学生のクラブ活動の指導には技術的な指導も必要ではございますが、これまでの部活動の指導や生徒指導の教員として培ってきたノウハウを生かした指導が最適と考えております。また、運動部系クラブの生徒や保護者へのアンケートでも、専門的知識を持つ教員の指導を引き続き望む声が多数寄せられております。また、これまで中学校の教員による指導がほとんどでしたが、今年度からは市内小学校の教員の先生にも指導に加わっていただいております。一方、今年度からスタートした文化部系の吹奏楽部の指導者については、藤代南中吹奏楽部では、これまでも定期的に指導に当たっていただいた取手市吹奏楽団【「取手市吹奏楽団」を「取手交響吹奏楽団」に発言訂正】の代表者が指導に当たっていただいております。今後の地域クラブの指導者確保につきましては、現在の教員による指導体制を生かしつつ地域との連携を強化することで、すばらしい人材

を発掘し、地域の皆様の協力をいただきながら地域クラブのさらなる充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） では次に、部活動に関わる費用負担についてお伺いします。部活動の地域移行が進む中で、保護者や家庭の経済的な負担増が懸念されています。これまで学校で担っていた施設利用料、指導者への謝礼、送迎費、道具備品費などが地域のクラブ活動や団体に移ることで、実費として家庭に直接求められるケースも増えると想定されます。特に、全ての家庭が同じように費用を負担できるとは限らず、経済的な理由で部活動への参加を断念せざるを得ない生徒が出てくる可能性も否定できません。これは、教育の機会均等の観点から見過ごすことはできず、何らかの公的支援制度や配慮が必要になるのではないかと考えます。そこで、取手市としての費用負担の考えをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、稲村忠弘君。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。令和5年度からモデル事業を行い、令和8年度から本格稼働を目指す上で、受益者負担が課題の一つとなっております。昨年9月に行ったアンケート調査を参考に、保護者に御負担いただく費用について検討を行っております。アンケート結果からは、多くの保護者から費用負担について、「よりよい活動のための負担なので必要」「参加費はやむを得ない」「格差が生じないようにしてほしい」というような肯定的な意見が多数寄せられておりました。負担金については、モデル総事業費をクラブ活動費とクラブ運営費に分けて考えております。クラブ活動費には指導者謝礼が含まれ、クラブ運営費には事務局人件費が含まれます。保護者には指導者謝礼分の費用を御負担いただく方針でたいてい考えております。国より県・市が支えながら適切な支援を行うこととされており、生活困窮者に対しましても救済措置を考えております。国は地域格差を生じないようにするため、金額などの方針を示す予定と聞いております。この方針を踏まえて保護者のアンケートも実施し、保護者意見を聴きながら市として適切な費用設定を行いたいと考えております。これにより、地域の皆様からの支援を得ながら、持続可能なクラブ活動を目指してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございました。ただいまいただいた答弁の中に、市として適切な費用設定を行いたいとのことでした。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 取手市では昨年度、こどもまんなか宣言をしました。子どもがやりたい部活動に一生懸命取り組めるように、保護者負担をできる限り少なくしていただきたく考えます。現在、部活動の地域移行は、地域転換——展開へと進化しています。地域展開ではこの3つの特徴が強調されています。①地域主体の活動。地域の人材や資源を活用し、地域全体で子どもたちの活動を支える仕組みが構築されています。②持続可能な仕組みづくり。地域クラブが自立して活動を継続できるような制度設計や支援が行われています。③多世代・多種目での活動。スポーツだけでなく文化活動や学習支援など、多様

な活動の場が提供されています。ぜひ今後、市内の中学校には現在ない部活動も盛り上げていってほしいと考えています。例えば、合唱部や演劇部・ダンス部・体操部など、これらの部活動のほとんどは、かつて生徒数が多い時代、私が勤務した取手第一中学校にあった部活動です。中学校部活動の地域移行が地域展開へ、子どもたちが主役となること、子どもまんなか社会を掲げる取手市に合った事業になるように、各団体等と連携協力しながら地域クラブを立ち上げ、中学生のための活動環境を整備し、子どもたちの成長と地域のスポーツ活動や文化活動の活性化を目標として取り組んでいってほしいと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。続きまして、防犯対策の強化についてです。近年、全国的に治安の維持に対する市民の関心が高まっております。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらは、昨年のいばらき防犯ファイルの抜粋です。1位、車窃盗、2位、住宅侵入というように、茨城県にはこんなに犯罪が多いのかと驚いています。特殊犯罪や空き巣など犯罪が依然として後を絶たない中で、安全安心なまちづくりは市民生活の基盤であり、行政としても極めて重要な課題であると認識しております。取手市においても、地域住民の方々が安心して暮らすことができる環境の整備を目指し、これまで様々な防犯施策が講じられてきたところですが、依然として市民の不安の声が寄せられているのもまた事実であります。ここで、現在の防犯対策の実施状況と課題について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、岡口議員の御質問に答弁いたします。市では安心で安全なまちづくりを図るために、取手市安心で安全なまちづくり条例を制定するとともに、とりで未来創造プラン2024の重点施策であります、安全安心な生活が送れるまちづくりとして、防犯ステーションの環境整備とパトロール等の充実を図り、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでいるところでございます。具体的な施策といたしましては、防犯カメラの設置をはじめ、地域の見守りの目を増やし、取手市内の治安向上と犯罪の未然防止につなげることを目的といたしました、ドライブレコーダーの見守り事業、市内2か所の防犯ステーションを拠点とした児童生徒の見守り活動や青色防犯パトロール車による市内パトロール活動、防犯連絡員と連携した各種啓発活動などを実施しているところでございます。また、多様化した犯罪を防ぐためには個人での活動を行う——もとい、個人での防犯活動はもとより、地域全体で犯罪？防犯？意識の向上が求められているところでございます。市の課題といたしましては、こうした地域の防犯活動を行うボランティアの担い手不足が挙げられるかと思えます。その解消のためには、市では自主的に防犯活動を行う団体に対して物品購入等の補助を行っているところでございます。今後も様々な施策を通して、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ただいまの答弁で、児童生徒の見守り活動や青色防犯パトロール車による市内パトロール活動など、様々な防犯対策に取り組んでおられることに感謝いたします。私も時々、青色防犯パトロール車を見かけます。犯罪の抑止力につながると感じています。

次は、防犯カメラについてです。防犯対策の一環として、防犯カメラの設置は防犯抑止——犯罪抑止及び事件発生時の早期対応に極めて有効な手段であると考えます。取手市においても、これまでに公共施設や通学路の一部などに設置が進められてきたと承知しておりますが、依然として市民の皆様から「自宅周辺に不審者が出没している」「夜間の通行が不安」といった声が寄せられており、防犯カメラのさらなる拡充を望む声も多く聴かれます。現時点での市内における防犯カメラの設置状況について、どのように把握されているのでしょうか。また、今後の増設や更新の計画について、市としてどのような見通しを持っておられるのか、お示してください。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。防犯カメラにつきましては、犯罪の予防その他公共の安全維持を目的として、現在市内 47 か所に 108 台設置してございます。防犯カメラ設置場所につきましては、市民からの要望や犯罪抑止及び犯罪捜査に有効な場所等を取手警察署と協議をして選定しているところでございます。主な設置場所といたしましては、市街地の主要交差点や駅前など人通りの多い場所、農村部への流入が予想される場所、抜け道により交通量の多い場所等となります。今後もより効果的に設置できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 防犯カメラの設置場所について、市民からの要望や取手警察署と協議し、より効果的な設置をお願いしたいと考えます。

次に、地域住民との協働による防犯意識の向上について、お伺いします。近年、犯罪の手口は多様化・巧妙化しており、行政による防犯対策だけでなく、地域全体で防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐための取組がますます重要となっています。そこで、地域住民と行政が協働して防犯意識を高めるための取組について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。地域住民との協働の取組といたしましては、防犯活動の中核である取手地区防犯協会長と取手警察署署長連名で委嘱しております防犯連絡員と協働し、イベント会場等における啓発品の配布や、声かけ等を行う防犯キャンペーンを実施してございます。また、防犯連絡員の方には、地域におけるのぼり旗の設置や会合等を通じて防犯に関する注意喚起をしていただいているほか、地域の実態に即したパトロールや児童の見守り活動等を行うことで、市民の防犯意識の醸成に御協力いただいているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 取手市においても、自治会や防犯パトロール団体、学校関係者などが協力しながら、安全なまちづくりを目指す活動が展開されているとのこと、ますます活発に行われることを期待いたします。さらに、少子高齢化や地域のつながりの希薄化といった社会的背景の中で、こうした活動を持続発展させていくためには、市としてのさらなる支援や仕組みづくりが求められると考えます。あわせてよろしくお願いいたします。

続きまして、自転車における交通安全対策について伺います。令和5年4月より自転車利用者全員に対してヘルメット着用が努力義務となりました。しかしながら、現実にはヘルメット着用率はまだまだ低く、特に、高校生や成人の着用率が課題となっています。一方で、万が一の事故の際、ヘルメットを着用しているかどうかが生死を分ける大きな要因となることは、多くの調査や統計でも明らかになっております。先日の染谷議員の質問の中でもお話がありましたが、誠に残念ながら、今年、市内において高校生の自転車による死亡事故が発生し、尊い命が失われてしまいました。御冥福をお祈りいたします。そこで、本市における自転車ヘルメット着用の現状、特に高校生、高齢者の着用率について、市はどのように認識しているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。ヘルメットの着用状況につきましては、市の着用率データはございませんが、警察庁が全国を対象に実施した令和6年7月における調査によりますと、茨城県のヘルメット着用率は21.7%となっております。なお、茨城県警の統計でございますが、令和6年中の自転車乗用中の交通事故におけるヘルメット着用率は、小学生が46.9%、中学生が69.9%と着用率が高い一方、高校生が11%、大学生等が5.3%、高齢者が19.3%と、着用率が低い状況がございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 交通事故による自転車ヘルメット着用率について御答弁いただきましたが、特に高校生は11%、高齢者が19.3%とかなり低い状況であると捉えました。では、ヘルメット着用促進のため、本市としてどのような啓発活動や施策を講じているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市といたしましては、ヘルメット着用に関して、ホームページや広報紙において周知を図るとともに、交通安全キャンペーンでのチラシの配布、市営自転車駐車場におけるのぼり旗及びポスター掲示、小学校における交通安全教室、市内の高校に訪問し生徒への着用依頼等、普及促進に努めているところでございます。また、自転車利用者の多い取手駅・藤代駅周辺において、取手警察署等関係団体と連携をして、ヘルメット着用や安全運転の呼びかけを行う街頭活動を実施しております。引き続き、着用率向上のため、関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらを御覧ください。ヘルメット着用を促すのぼり旗、取手駅西口サイクルステーションです。こちらは、先月5月15日号、広報とりでです。学校での交通安全教室、さらには、市内高校への訪問など、普及促進しているとのこと、しっかりと取り組んでおられると感じました。ここで提案ですが、ヘルメット着用率を上げるために、ヘルメット購入補助金を本市においても取り入れていただきたいと考えています。ほかの自治体、特に近隣市町村では、ヘルメット購入に対する補助制度や助成金を設けている例もあります。特に高齢者の方々に自動車免許証を返納した方、移動手段の一つとして自転車を使われています。市の今後の課題を踏まえ、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 御答弁いたします。ヘルメットの補助ということでございます。先ほども立野次長のほうから答弁ありましたとおり、学校などを訪問して高校生の声も聴いてございます。それから、両方の駅に立って実際にアンケート調査などもして、なぜヘルメットを着用していないのでしょうかというようなことも直接伺って、そういった方の声を聴いているところでもございます。高校生などは、やはりどうしても金銭的なことではなくて、「ヘアースタイルが乱れる」とか「かぶるのが面倒だ」というような声を多くいただいているところでございます。また、高齢者の方に関しましても、市のほうで補助金を交付した場合、ヘルメットをかぶっていただけますかというような声をかけさせていただいたところ、なかなかそのところに、そうですねというようなところはすぐに返ってこなかったというようなところがあるのも現状でございます。なので、我々としては、ヘルメットをかぶることの重要性というところを認識していただくということが、まず必要なのかなというところで考えてございまして、ヘルメットの着用を促すための周知ですとか啓発活動を優先的に実施していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。安全なまちづくりのためには、行政・市民・事業者の3者が連携して、交通安全を推進する必要があります。命を守るヘルメット着用の定着に向けた実効性のある支援策として、補助制度の導入は意義があると考えます。前向きな検討を強く要望し、この質問を終わりにします。

次の質問です。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 市長は、住み続けるほど好きになるまちづくりを掲げています。全国的に少子高齢化が進む中、取手市においても高齢化の進展は着実に進んでおります。こちらは令和6年の年齢別人口のグラフです。本市の高齢者人口は全体の約34.7%を占めております。今後もこの傾向は続くと思込まれております。高齢化が進むこと自体は医療の進歩や生活水準の向上による社会の成果とも言えますが、その一方で、地域社会や行政においては、介護・医療の体制整備、見守りや移動支援、住宅政策など、多岐にわたる課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められます。本日はそうした視点から、今後の取手市における高齢化対応の在り方について、市の考えを伺いたいと思います。

まず最初に、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活を続けていただくために、様々なサービスに取り組んでおられると思います。取手市において、高齢者の見守りに関する取組を令和7年——今年の4月から始められましたが、これについて、現状と取組の経緯について伺いたいします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの岡口議員の御質問に答弁させていただきます。取手市の高齢者の見守りに関しての取組なんですけれども、こちら、現在も、これまでも様々な事業のほうを行っておりまして、幾つか行っている中を御紹介させていただきますと、緊急通報システム、配食サービス、見守りキーホルダー・ステッカー、愛の定期便、そして安心コールなど、幾つもの事業のほうを重ねて展開しております。そのような中でこの4月から始めました見守り事業なんですけれども、こちらに関しましては、市内の様々な皆様に、ふだんのお仕事や生活の中で高齢者の方を見守っていただくという事業となります。まず今年度なんです、この事業に賛同してくださる事業者の皆様に、お店や事務所などで、お仕事の傍らに異変のある高齢者がいないか、仕事をしながらの「ながら見守り」をしていただくことと、御家族・警察などから依頼があった際に、より注意深く探していただく行方不明高齢者・身元不明者の捜索、この2点について御協力いただいている見守り事業となります。どちらも、何かがあった場合には、市役所または地域包括支援センターに御連絡をいただく仕組みとなっております。なお、事業賛同者の方には委嘱状を交付させていただくとともに、希望によっては店舗や事務所に掲示用のステッカー、また車両用マグネット、啓発用チラシなどをお配りするなどして、いろいろな形で御協力をいただいているというところです。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 今の御説明に、見守りキーホルダー・ステッカー事業とありました。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 現在、このキーホルダーを利用されている方は何人いて、御家族の反応はいかがでしょう。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えします。見守りキーホルダー・ステッカーは、身元の確認ができる固有の番号を記載したキーホルダーと靴などに貼るステッカーをセットでお渡しし、高齢者に身につけてもらう事業です。令和7年5月30日現在235人が登録しております。実際に行方不明になった際に、履物に貼ったステッカーによって速やかに身元を確認することができた事例があり、御家族からは、この制度を利用してよかったとのお声をいただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 令和7年5月30日現在——失礼しました。ステッカーが有効

であるということが分かりました。このキーホルダーにGPS機能をつけてはどうかという、市民の方からの声もいただいております。どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。取手市においても、以前はGPS機器を貸し出す事業を行っていましたが、GPS機器を持ち歩くことが難しかったり、事業への需要が少なかったことから、現在のような常に持ち歩くものに、身軽につけられることのできるキーホルダーとステッカーという——キーホルダーと、日常的に履く靴のかかと爪先に貼るステッカーの形を取っております。見守りは、高齢者の異変に周りの誰かが見て気づくことが効果的かつ重要であると考えていることから、周りの人に気づいてもらう仕組みづくりとして、先ほども御説明をさせていただきました、取手市高齢者等見守りネットワークに取り組んでいます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） GPSは持ち歩くことに問題があったためにステッカーにしたということを理解しました。今年度から——資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 取手市高齢者見守りネットワーク事業を始めたそうですけれども、現在、本市において、本事業に賛同いただいている関係機関・団体の数、内訳について、具体的な数字をお示してください。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。取手市商工会の協力を得て、商工会に登録をされています事業所32——37事業所から賛同をいただいている状況です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 158事業者の方、全て100%御賛同いただけるよう推進を図っていただきたいと思います。では、取手市高齢者見守りネットワーク事業の展開について御説明をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。現在、一般事業所のほかに市内居宅介護支援事業所、34事業所に対しても協力を依頼しているところであります。今後も周りを見ながらネットワークのほうの構築をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 今のお話に、見守り対象者の事前登録を開始するということがありましたが、御家族も助かると思います。今後、事業対象となる範囲や支援対象者の拡充をお願いしたいと思います。その拡充について、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。近隣自治体の事例では、龍ヶ崎市で、高齢者だけではなく子どもや障がい者を対象とした見守りネットワーク事業が実施され、協力事業者だけでなく、近隣住民も参加する取組となっていることを把握を

しております。取手市においては、事業賛同者を拡大しながら、ネットワーク型の見守り体制を今後は構築していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 地域全体で支え合う共助につなげていってほしいと思いますが、他機関との連携に関する展望についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。現在、取手市では、郵便局や銀行・コンビニと高齢者の見守りに関する協定を締結しています。今後は協定締結事業者も見守りネットワークに参加していただけるように呼びかけていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） よろしく願います。では、持続的な事業運営のための予算措置や人材育成の方針について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 今後もこの見守り事業、様々なものを展開していると先ほど申しましたが、これらに必要な予算の確保に努めてまいります。それとともに、事業を支えていただく方々を対象としまして、事業の効果や今後の取組についての意見交換、そして認知症等の理解を深める研修、こういったものも実施できればと考えております。継続して事業に関する意見交換を賛同してくださる方々と重ねることで、賛同事業者・市職員そして地域の皆様による支え合いがより深いものになっていければよい、このように考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） これまでの御答弁から、現時点での取組状況や課題について一定の理解をいたしました。高齢者の孤立を防ぎ、地域ぐるみで見守る体制は、まさに地域福祉の要であり、今後ますます重要性を増すと考えております。本事業が単なる見守りにとどまらず、地域の支え合いの象徴としてさらに発展していくことを期待しております。

次に、介護における人材確保が非常に難しい状況であると伺っています。近所の方から、「ケアマネジャーさんにお世話になりたいんだけど、なかなか見つからなくて」という話を聞いています。ケアマネジャーなど介護に関わる人材についての市の取組について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者も増加しています。全国的にケアマネジャーが不足していると言われておりますが、取手市としても十分に足りているという認識ではありませんが、必要な方が必要なサービスを受けられるよう、地域包括支援センター等が支援を行うなど、必要な方が困ることがないように努めております。さらに、ケアマネジャーによる対応が困難な事例には、地域包括支援センターが地域ケア会議等を行い、関係機関との情報共有や弁護士等の専門職を交えてケアマネジャーの支援も行っています。引き続き、取手市としてケアマネジャーをはじめとする介護に関わる人材や事業所・関連機関との連携を密にし、

必要なサービスが提供できるように努めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ケアマネジャーは介護保険制度の要であり、地域包括ケアの中核的存在です。市として中長期的視点を持ち、育成・確保・定着のための支援策を講じていただけることを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

次は、認知症予防についての質問です。現在、全国的にも認知症の予防・早期対応は喫緊の課題になっています。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらは昨年9月1日号広報とりで、特集「認知症とともに」です。担当の方がしっかりと取り組んでおられることが強く伝わってきます。こちらは取手市における認知症高齢者の推移のグラフです。取手市の人口は約10万人ですので、市民の100人のうち4人は認知症高齢者ということになります。軽度認知症障がい段階で適切な支援や予防策を講じることで、認知症への進行を遅らせることができるという研究も多く報告されています。現在、取手市で行っている認知症予防に関する具体的な施策や事業の内容について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 岡口議員の御質問にお答えいたします。現在、取手市では幾つかの認知症予防の施策のほうを行っておりますが、そのうちの一つ、回想法スクールというものを御紹介させていただきます。こちらは広報とりで5月15日号のほうにも、回想法スクールの参加者やアシスタントの募集の記事を掲載いたしておりますけれども、回想法なんです、「カラダ」の健康を維持しながら、「アタマ」に酸素を送ることで、毎回テーマに沿った懐かしい昔のことを回想しながらグループでおしゃべりをするという、こういった行為を通して「記憶の消失」を防ぐという効果があるといわれておりまして、こういったことを行うことで認知症を予防するといわれております。そのほかにも様々な事業のほうを展開しておりますので、このような形で市としては認知症の予防のほうをいろいろと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 取り組まれている回想法スクールは、広報とりでにも掲載されていまして、6月14日は認知症の日となっており、まさにタイムリーな取組だと思います。こちらは回想法スクールの様子です。では、回想法スクールの直近の参加者数と今後の予定についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、海老原 充君。

○健康づくり推進課長（海老原 充君） 岡口議員の御質問にお答えさせていただきます。開催の予定についてですが、前期・後期の2回開催を予定しております。前期の回想法スクールの参加者は、6月16日から開催し、全12日間、回想法アシスタントを——回想法スクールアシスタントの方は、6月9日から開催し、全13回を予定しております。また、

前期日程が終了した後に後期日程の開催を予定しております。前期の日程の参加者については、5月15日号の広報紙などで参加者の募集を開始し、5月31日で申込みが締切りとなりました。それぞれ先着25名の募集の中、スクール参加者は30名、アシスタントの方は20名の方がお申込みをいただいております。スクール参加者は25名の募集の枠を超えて応募となりましたが、全員受入れが可能ということで講師の方より聞いております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 具体的な施策の一つとして回想法スクールを挙げていただきました。私の知り合いにも、広報とりでを読んで、参加してみようかなという高齢者の方もいました。回想法をはじめ認知症予防につながるいろいろな手法を用いて、元気な高齢者のまち取手につながる施策をお願いいたします。最近では、日々の生活の中でノートや記録帳を活用することが脳の活性化や生活のリズムづくりに効果的であるという取組が各地で注目されています。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちら愛知県大府市は「認知症不安ゼロのまち」を掲げ、町全体で健康づくりに取り組んでいます。私はこの大府市に4月に行ってまいりました。この大府市では、認知症を予防するために、「コグニノート」という健康の記録をするノートを配布しています。これはノート1ページで1週間分記録できるようになっています。項目の拡大したものはこちらです。身体活動・知的活動・社会活動について、1日ごとチェックしていくものです。そこで、本市においてもこうしたノート活用を認知症予防の一環として導入・推進できないか、質問いたします。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、海老原 充君。

○健康づくり推進課長（海老原 充君） 岡口議員の御質問にお答えさせていただきます。現在取手市では、今岡口議員に御紹介していただいたようなノートの活用はしていないというのが現状です。取手市では、実際に茨城県の公式スマートフォンアプリ、元気いばらき——元気アップ！りいばらきの普及を進めております。このアプリは、ウォーキングやランニング、健診受診のほかにも、体重や血圧、食事のことなど、様々な健康づくり活動を記録するというものになっております。ただ漠然と記録するだけでなく、アプリを通じて過去の記録を確認することで、健康意識の向上にもつながります。また、このアプリは、歩数などどのくらい歩いたかによりポイントも加算され、ポイント数に応じ様々な景品が用意されるなど、利用を継続したくなる——多く歩いたりするような仕組みとなっております。このアプリを活用することで生活記録ノートの役割は果たせるというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 今いただいた答弁の中に、生活記録ノートの代わりにアプリを活用することで、認知症予防の役割を果たせるというふうにお考えのように聞こえました。取手市での年代別のアプリの登録者数について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、海老原 充君。

○健康づくり推進課長（海老原 充君） 岡口議員の御質問にお答えさせていただきます。取手市での年代別の登録者数についてですが、直近の令和7年3月31日現在ですが、総登録者数は1,825名となっております。そのうち一番多い年代が50代、483名となっており26.5%、続いて60代が366名で20%、70代が341名、18.7%、80代以上が93名の方で51%というような——5.1%という形になっております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 今、元気アップ！リいばらきの取手市での登録者数ですが、人口全体の1.8%、うち高齢者は0.8%にとどまっています。高齢者の認知症予防に元気アップ！リいばらきのみで役割は果たせるのでしょうか。こちらの資料を御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 高齢福祉課では認知症ガイドブックを作成し配布していますが、今後の課題も含め、認知症予防のための生活記録的なノートをどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。現在、認知症ガイドブックと、書き込めるといふようなところでは、未来ノートを発行して希望者にお配りをしています。未来ノートは自身で様々な内容を書き込むことができるものとなっておりますが、議員ご提案のノートとの趣旨の違う部分もあり、継続的に書き込むものではありません。高齢者にとって「書く」という行為は、脳の活性化や生活リズムづくりに効果的であると思っております。しかし、これ以上お配りするものを増やすのではなく、まず現在発行している認知症ガイドブックや未来ノートの周知普及を行うとともに、利用者の声を生かしながら改善につなげていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。さらにまた冊子を配るといふのは大変ということですので、認知症ガイドブック、こちらをさらにバージョンアップをするような形で、日々の生活などもこのような形で記録を取るといいですよ、というふうなことも表記していただくなどしていただければなというふうに思っております。以上で私の全てを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、岡口すみえさんの一般質問を終わります。

傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則第8条に、傍聴人の守る事項として、飲食をしないこととございます。御注意ください。

続いて、古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 皆様、おはようございます。公明党の古谷貴子でございます。通告に従いまして、令和7年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。本日1つ目の質問は、映画「ぼくは風船爆弾」の上映推進についてと、2つ目は、不燃ごみの削減及び回収について質問をさせていただきます。まず1つ目の質問です。3月20日にウェルネスプラザで開催された、にぎわいフェスタの中の映画祭で上映されました「ぼくは風船爆

弾」という映画を、戦争体験のない多くの若い世代、特に中学生に見ていただきたいと思い、また映画を鑑賞された方からも、学校などで上映してほしいとのお声をたくさんいただきました。映画の内容としましては、太平洋戦争末期に実在した風船爆弾という兵器を、私たちのふるさと茨城県でも作られていたということです。北茨城市で作られ、海を渡って、そしてその風船爆弾を作っていたのが、今の中学生と同世代の女学生たちです。戦争末期の資源が不足した日本において当時の女学生たちが動員され、和紙を貼り合わせて製造されていました。直径 10 メートルほどにもなる風船爆弾を、何分割かにし貼り合わせ、最後に球状にする。和紙といいましても本当に質の悪い和紙だったと思います。そして、竹の筒に入れたコンニャクのり——冬は凍ってしまい大変な作業だったと、映画の中にも出てきます。そして、「ぼくと君」と名づけられた風船爆弾の視点から、当時の女学生たちの抑圧された生活、そんな生活の中でも未来への夢や希望を捨てずに生き抜いた女学生たちの姿、完成した風船爆弾は太平洋を渡る旅に出ます。しかし、兵器としての役割を果たすことはほとんどできなかったようです。1 万個ぐらい全国で作られ、360 個ぐらいがアメリカ本土で目撃をされたそうですが、兵器としての役割はほとんど果たさなかったようです。小説の作家でもある高橋さんは、実体験を基に、何としても次世代に続けていこうとアニメーション、そして実写、ドキュメンタリーを組み合わせたこの作品です。取手市としましては、戦後 80 年というこの節目に、ぜひ戦争を知らない世代、特に中学生に見ていただきたいと考えました。このような映画を教育に活用することに関して、市としましてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

〔4 番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 古谷議員の御質問に答弁させていただきます。戦後 80 年という歴史的な節目を迎える中で、平和の尊さというものを、やはり子どもたちに伝え続けることの大切さについてお話をさせていただきたいと、そのように思います。戦後、日本は平和の道を歩んできましたけれども、世界を見渡せばウクライナやガザの問題等があるように、いまだに紛争や戦争が続いている、あるいは核兵器の使用という、こういう脅威もいまだに消えないという状況にあります。こういう状況の中において、やはり子どもたちに戦争の悲惨さであるとか平和の大切さというものを、子どもたちがしっかりと正しく学べる、そういう環境をつくるということは、大人にとっての責務であると、そのように考えているところです。小中学生が戦争の悲惨さを学ぶことは、単なる歴史の勉強ではありません。それは平和を守るための知識を得ることであり、世界の出来事に関心を持ち、戦争を防ぐためにどう行動すべきかを、自分事として考える力を養うことであると考えています。学校教育においては、例えば戦争体験者の話を聞く機会や、戦争の記録や資料を活用した学びを充実させることが大切ではないかと考えているところです。また、広島・長崎の原爆被害を学ぶことにより、核兵器の恐ろしさを理解し、核廃絶への意識を高めることも重要であると考えています。子どもたちが戦争というものの悲惨さの実態、あるいは

平和の尊さを学ぶことで世界の平和を守る意識を育む、このことが持続可能な未来を築く力になっていくものと考えています。具体的には、教育部長のほうから答弁させます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 教育長の答弁に補足説明させていただきます。まずは児童生徒が戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶ教材を御紹介いただき、感謝申し上げます。現在、小中学校においては、教科書からの学びだけではなく、戦争を体験された方から直接話を聞く学習や、戦争の映像や新聞・写真など様々な教材を活用して平和教育を行っております。戦争を知らない児童生徒たちにとって、戦争を経験された方の生の声を聞いたり、戦争の悲惨さを訴える映像を見て学んだりすることは大変貴重な機会であり、深く心に刻まれるものと認識しております。映画などの映像は映像と音楽を組み合わせることで、児童生徒の感情に深く訴えかけることのできる教材だと捉えております。戦争の悲惨さを描いた作品は単なる歴史の知識だけではなく、戦争がもたらす苦しみを実感させることができます。また、映像は児童生徒が戦争の現場を疑似体験し、自分事として考えることに有効です。例えば本作品では、戦時中の女学生たちが兵器製造に関わった歴史を描いており、戦争がどのように人々の生活を変えたのかをリアルに伝えており、児童生徒たちにとって疑似体験しやすく、記憶に残り、戦争の記憶を長く心に刻むことができるものと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。中学生たちと同世代の女学生たちが風船爆弾という兵器を作らされていたという事実、そして、戦争は絶対に起こしてはならないと痛切に感じることができる映画だと思います。「ぼくは風船爆弾」の映画を中学生に見ていただくことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 古谷議員の御質問に御答弁させていただきます。映画「ぼくは風船爆弾」につきましては、映画の舞台となったのが茨城県の北茨城市であり、茨城県の県北地区における史実であること。また、中学生と同じ10代の女学生たちの姿を描いたものであり、本市の中学生にとっても大変興味深い内容であると捉えております。学校教育の中では、こうした映像を通じて戦争の実態を学び、討論や感想の共有を行うことで、戦争の記憶を未来へとつなぐことができると考えております。映像を見た後に、なぜ戦争は起こるのか、どうすれば平和を守れるのかといった議論を行うことで、より主体的な学びにつながると考えております。さらに、戦争体験者の話や地域の歴史を組み合わせることで、より実感を伴った学びへとつなげることが可能であると考えております。教育委員会としましては、児童生徒に戦争の悲惨さを伝え、平和を守る意識を育てるために、本作品に限らず、様々な方法や媒体を活用して平和教育を行っていくことが大切だと捉えております。次世代に平和の願いをつなぐために、こうした取組をしっかりと行っていきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変ありがとうございます。今では戦争体験をされた方も高齢となり、語り部も減少しております。この小説の末尾にこのようにあります。風船爆弾の視点からです。「だからこそぼくは、一人でも多くの人にぼくの物語を聞いてもらいたいのです。戦争のような悲惨で愚かなことを二度と起こさないために」というのが最後の末尾の文でございます。この映画を通して、戦争の悲劇が二度と繰り返されないよう、一人でも多くの若い世代に見ていただきたいと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。御答弁ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） どうぞ、続けてください。

○4番（古谷貴子君） 次の質問に移らせていただきます。不燃ごみの削減及び回収について質問させていただきます。昨日の新聞の折り込みの中に——皆さん御覧になったと思いますが、常総広域の広報がこのように載っております。不燃ごみの山が積まれている写真があります。下のほうに動画も見ることができます。本当に大変な作業をされているというのが、この動画の中でも本当に手に取るようによく分かります。また、この広報の中には、不燃ごみの出し方についても詳しく書かれておりますので、ぜひお読みになっていただきたいし、また広めていただきたいと思います。

昨年12月にリチウムイオン電池が原因と言われているごみ焼却場の火災により大きな影響を受けているごみの回収、特にごみ処理に対して大きな予算も組まれております。今のところ私たち一般市民は大きな影響は受けておりませんが、私たち一人一人が意識を持ってごみの分別に取り組んでいかなくてはならないと痛感しております。不燃ごみの分別とごみを減らす取組についてですが、ある男性の方から、「今回の火災を受けて、意識を持って不燃ごみの減量に取り組んでみた。プラスチックごみは2倍に、不燃ごみは4分の1になったよ」との御意見をいただきました。そこで、私も不燃ごみの削減に挑戦いたしました。今まで少しでも汚れているものは不燃ごみに出していました。そこから意識を改革し、プラスチックごみと表記されているものは、さっと洗いプラごみへ、発泡スチロール、牛乳パック、ペットボトルキャップと分けてみたところ、プラスチックごみは3倍、不燃ごみは5分の1程度に削減することができました。とりで未来創造プラン2024の重点事業でもある4Rも意識して取り組んでおります。そこで、取手市としての不燃ごみの分別とごみの削減についての取組について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、古谷議員の御質問に答弁をさせていただきます。不燃ごみは適切に分類することでリサイクルや再利用が可能となり、資源の有効活用につながります。そのため不燃ごみの分別は、ごみ減量化を促進し持続可能な社会を実現するため非常に重要な課題であると認識しております。ただいま議員からも御案内いただきましたとおり、昨年12月に発生しました常総環境センター火災事故のため、現在、資源化施設の不燃ごみ処理設備は稼働していない状況です。市民生活に影響が出な

いよう不燃ごみの受入れは継続をしておりますが、施設復旧には長期的な時間が必要であり、火災事故再発の防止と外部搬出量削減のため、令和7年4月から取手市を含めた構成4市では、金属類・割れ物とビニール・プラスチック製容器包装以外のプラスチック類への分類をすることを市民の皆様をお願いをしているところでございます。ごみを減らす具体的な取組などにつきましては、担当課長より御答弁させていただきます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） それでは、ごみを減らす取組について、お答え申し上げます。市では、先ほど議員からも御紹介ございましたように、とりで未来創造プラン2024の重点事業に基づきまして、4R行動でありますリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルが浸透するように、周知啓発を行っているところでございます。具体的にどの程度ごみが減ったかというところでございますけれども、一般廃棄物処理事業実態調査というものを環境省が実施しているものがございます。ちょっとその数字を御紹介させていただきたいんですけれども、いろんな項目の中に1人1日当たりのごみの排出量というものがございます。令和2年から4年にかけての数字になりますが、まず令和2年、県の平均で1人1日当たり969グラム、取手市は891グラム、令和3年度ですけれども、県の平均が953グラム、取手市は876グラム、令和4年は県の平均が948グラム、取手市は807グラムということで、僅かずつではありますが減っているという状況で、順位も少ないほうから数えて10位、9位、6位というふうになってございます。こうした様々な取組をしている中で、市ホームページ・広報紙に加えまして、出前講座や常総環境センターの見学会を実施しているところでありますけれども、昨年は令和5年8月1日から1年間実施いたしました家庭ごみの排出量実態調査、こちらの結果を取りまとめまして市のホームページへ掲載しているところでございます。この調査結果につきましては、今年度改定いたします取手市一般廃棄物処理基本計画へ反映いたしまして、ごみ減量施策として紙類の資源化・生ごみの堆肥化など、燃やすしかないごみの減量の促進、そして講習会等によりましてプラ容器を含めた分別意識の向上を図りまして、さらにごみ削減を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今ご答弁の中に、昨年12月の定例会でも質問させていただいた、家庭ごみ排出量実態調査を取りまとめたとありましたが、データとしてはとても少ない件数だったとお聞きいたしました。再度この調査を行う御予定はございますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 令和6年の第4回の定例会におきまして、家庭ごみ排出量実態調査について古谷議員から御質問をいただきました。その際に、ごみ分別等に関して、新たな市民アンケートについても検討いたしますということで答弁したところでございます。その後ご承知のように常総環境センターの火災があり、不燃ごみの分別の変更そしてリチウムイオン電池の回収場所の拡大など、ごみ分別に関する状況が大き

く変化してございます。そのため、こうしたアンケートの実施の必要性というものを認識しております。そのため、環境対策課で今年度も行います様々な施策と併せて、市民の皆様の御意見を伺う機会というものを調整してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、この広報——常総環境センターの広報にも、電池の回収場所もしっかり出ておりますので、これも私たち市民がしっかりと意識を持って、ごみの分別に取り組んでまいりたいと思います。本当に私たち一人一人が不燃ごみを削減してプラスチックごみにしていくと、隔週の今、回収されておりますが、隔週では足りない——回収が足りないのではないかと思います。既に近隣自治体の守谷市・つくばみらい市などは、毎週プラスチックごみの回収が行われております。取手市として、今後のプラスチックごみ回収の回数増加への取組について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 現在、取手市におきましては、プラ容器の回収を隔週で行っている状況でございます。先ほどお答えいたしました家庭ごみ排出量実態調査におきまして、プラ容器を14日間でどのぐらい排出するのかというところのデータがございます。ごみ袋の枚数で換算いたしますと、調査の結果としては2人世帯では14日間で0.3枚、3人世帯で0.5枚、4人世帯で0.7枚ということで、隔週での回収実態に合った調査結果にはなってございますが、市民の方から、保管場所に困るため回収日を毎週へ変更してほしいという要望をいただいているところでございます。回収日の増加につきましては、常総環境センターとの調整や、あとは委託業者のところで人員・設備等の確保が必要になりますので、財政面も含めて検討を行い、近隣の自治体の調査——近隣自治体につきましては、既に御紹介いただいたように毎週やっているということですので、そうしたところの調査も行いながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。もちろんそういう回収も大事なんですけれども、今、各スーパー——市内スーパーなどでも資源ごみがたくさん回収されております。いつ行ってもいつもいっぱい、本当に押し込みながらごみを入れている状況なんです。私も牛乳パックや発泡スチロールなどはそこに捨てるようにはしております。こういう——現在、市内スーパーなどでも資源ごみが多く回収されていると思います。回収状況などは市として把握されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 今ご紹介いただきました市内スーパー等の各商業施設におきまして、不燃ごみであったり資源物等の回収に関して、専用の回収ボックスを設置し、顧客が持ち込めるようにしていたり、ポイントを付与するなど、独自の取組を行っているということは聞いてございます。しかしながら、それぞれの商業施設で具体的な回収方法が異なっておりまして、どのような取組を行っているか現在市では把握していない状況でございます。今後、各商業施設で実施している回収の方法につきまして、どの

ような取組をしているのかということについて把握する必要性について、調査・研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。今後、ごみ問題はますます深刻な状況になっていくと思われます。市民の皆様に不燃ごみならず、様々なごみを減らしつつ、4Rの推進への意識向上を今後市としてどのように発信していくか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。私たちの生活において発生するごみの中で、リサイクル可能なもの、それから再利用ができるものをしっかりと分別しましてごみを減らしていくこと、大変重要なことだと考えております。まずそのためには、市民の皆様の意識の向上のため、啓発活動が続けていくことが大切であると考えております。今後も継続して、市ホームページ、各SNSでのごみの分別やごみ減量に関する施策等の情報発信を行いつつ、出前講座や講習会等で啓発活動を実施してまいります。先ほど来、議員のほうから御提案、お話がございました不燃ごみについては、不燃ごみの減少は、市民だけではなくて、企業や行政も一緒になり取り組むべき課題だと考えております。企業には製品設計段階からリサイクル可能な素材を使用すること、またパッケージを簡素化することなどが求められているところでもございます。今後も市では4Rの取組を進めまして、持続可能な社会の実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 大変にありがとうございました。私たち一人一人がごみへの意識を向上させ、しっかりとごみ減量に挑戦をしてまいりたいと思います。今日は御答弁ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。創和会の鈴木三男です。予定では午後に予定してたんですけども、繰上げということで、少々昼休み時間がずれますが、御了承のほどお願いいたします。通告に従い一般質問させていただきます。今回は木造住宅の耐震化と地方債についてです。まず、木造住宅の耐震化についてですが、30年前の阪神・淡路大震災では住宅の全壊が約10万棟に上り、亡くなった方の死因の8割が窒息圧死とされるなど、住宅の耐震性の問題が大きくクローズアップされました。そこで全国的に住宅の耐震化が促されましたが、昨年1月の能登半島地震では、高齢化・過疎化の進む地域で旧耐震基準の古い家屋が全半壊する被害を受けました。家屋倒壊による直接死は200人を超えたといわれております。命を守る防災の基本である住宅の耐震化はどうなっているのか。全国1,741市町村のうち130市町村は住宅耐震化率50%未満、耐震化率が5割を切る自治体の高齢化率42.2%、高齢化率が高いほど耐震化が低い傾向に

あるというデータもあります。そうした中、茨城県でも国・県・市町村の補助事業を活用した木造住宅への耐震診断件数が、2024年度は前年から2.6倍の250件超と大幅に増加しております。能登半島地震で建物崩壊が目立ったことから、申請が急増したものと思われます。本市においても昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅が数多く、今後、南海トラフ地震、さらには南関東地震で震度7クラスの地震が発生する確率は30年で70%と推定されており、そのような大地震が発生した場合、多くの木造住宅が崩壊するおそれがあります。木造住宅の耐震化を通して、市民の生命・財産を守ることは喫緊の課題であると思います。本市においても、平成17年度から無料耐震診断を開始、平成21年度からは無料耐震診断に加え、耐震改修の設計、改修工事に補助金制度が設けられました。そこで、令和5年及び令和6年度の無料耐震診断した件数及び耐震改修設計を伴う耐震改修工事に補助金を支給した件数をお伺いいたします。

〔10番 鈴木三男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。建築基準法の建物に対する耐震基準は昭和56年に大きく改正されまして、主に地震に耐えるために必要な耐力壁の量が強化されました。建物が地震の揺れに耐える能力のことを耐震性能といいます。昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅は耐震性能が低いことが多く、過去の大地震で大きな被害を受けております。取手市では平成17年度から、旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象として、耐震性能を調査する耐震診断士を無料で派遣する事業を行っております。また、平成21年度から耐震診断の結果、耐震性能が低い木造住宅に対して、耐震性能を向上させる耐震改修工事の費用の一部を補助する事業を行っております。木造住宅耐震診断士派遣事業により耐震診断を行った件数につきましては、令和5年度は4件、令和6年度は13件となっております。令和6年1月に能登半島で大きな地震があり、市民の皆様の地震に対する関心が高くなったことが、件数増加の要因の一つだと考えられます。耐震改修設計を伴う耐震改修工事の補助を行った件数につきましては、令和5年度は1件、令和6年度につきましても1件となっております。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。全体的に件数が少ないんですけども、旧耐震基準で建てられた木造住宅に住んでの方が高齢化して、高齢者から見ると、なかなかいまだに多額の費用をかけて耐震化するというのに躊躇されているのも影響しているのかなと思います。

では次に、耐震基準では、大地震で倒壊する可能性を指標として評価する上部構造評点があります。上部構造評点とは、大地震が発生した際に、その建物が倒壊せずに耐えられるかどうかを診断し数値化したものです。1.0以上1.5未満は一応倒壊しない、0.7以上

1.0 未満は倒壊する可能性がある、0.7 未満は倒壊する可能性が高いと言われております。本市では耐震改修設計を伴う耐震改修工事に対して費用の一部を補助する場合、耐震診断の上部構造評点結果を踏まえどのように判断して補助金を出しているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。耐震診断では、木造住宅が大地震の揺れに対して倒壊する可能性を、上部構造評点という耐震性を示す指標で評価することになります。上部構造評点とは、大地震の際に建物が倒壊しないために必要な構造体の強さがある必要耐力と、建物が現在持っている保有耐力を比較して算出いたします。議員ご紹介のとおり、上部構造評点が 1.0 以上であれば、震度 6 強程度の地震に対する評価指標としては、一応倒壊しないものとされております。耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅は、倒壊の可能性があると言われておりますので、耐震改修設計により上部構造評点が 0.3 以上増加し、かつ増加後の上部構造評点が 1.0 以上の住宅となる耐震改修工事を行うことが補助の対象となります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の答弁では、耐震改修設計により上部構造評点が 0.3 以上増加し、かつ増加後の上部構造評点が 1.0 以上の住宅となる耐震改修工事を行うことが補助金の対象になるということは理解できました。では次に、さきの質問で無料耐震を行った件数が令和 5 年度には 4 件、令和 6 年度は 13 件との答弁がありましたが、これらの耐震診断の結果、上部構造評点は全て 1 年未満であったのかどうか、確認のためにちょっとお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） お答えいたします。令和 5 年度、令和 6 年度に行った無料耐震診断の結果は、全て上部構造評点が 1.0 未満でした。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。では次に木造住宅耐震事業に対して、市民にはどのような周知をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） お答えいたします。木造住宅耐震化事業に対しての周知方法につきましては、市広報紙や市ホームページでの御案内や、市民向けに、耐震診断士派遣事業や耐震改修補助制度の説明会を行っております。また改修事業者向けにも、補助制度の説明会を行っております。そのほか、過去に耐震診断を受けた方に耐震改修補助制度の御案内をダイレクトメールや、直接訪問等にて御案内しております。あわせて旧耐震基準で建てられた住宅にお住まいの方に直接目に触れていただくために、対象住宅に対して啓発用チラシを職員が直接ポスティングし、広く重要性の周知に努めているところでございます。今後も継続して耐震改修の必要性や有効性を対象の皆様にお伝えして事業展開を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。ほかの市町村では、そのほかに固定資

産税の納税通知書にチラシを同封している自治体も数多く見受けられます。チラシでは課税証明書等により住宅の築年数や構造を確認するよう求めるほか、耐震診断への支援や改修後の減税メニューなどを紹介しております。固定資産税の納税通知書にチラシを同封するのは有効な手段と考えますが、本市で検討する考えはないか、御答弁を求めます。

○議長（岩澤 信君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） お答えいたします。現在行っているチラシ配布は、旧耐震基準で建てられた住宅を抽出しましてポスティングしております。対象住宅にお住まいの方に効率的にお知らせできるほか、封書と違い開封せずに目にいただける利点があり、耐震改修の重要性や木造住宅耐震化事業を知っていただくことで、今後予想される大地震に備えていただくための啓発を行っているものです。また、今年度幾つかの市町村で、固定資産税の納税通知書に木造住宅耐震化事業に関するチラシを同封する取組を行っております。市からの通知書に同封するというのは、周知の手段としては有効なものと考えております。今後は関係部署と協議しながら、先行して行っている他市町村の取組による反応や効果などの聞き取りを行いながら、より効果的な周知方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。直接のチラシのポスティングというのは、かなり民間業者とかいろんな形でポスティングしておりますので、やはり住民からすると、本当に市役所のチラシなのかどうかというような、疑わしいようなことも多々考えられるということもありますので、やっぱり納税通知書は、これはもう市のほうから来たものではっきりしておりますので、そういった形で納税通知書に同封するほうが効率的に広く周知できるのかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、耐震改修後の固定資産税の減額はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。耐震改修後の固定資産税の減額についての御質問ですが、こちらにつきましては地方税法附則第15条の9第1項から第3項に基づき実施しております。住宅の耐震改修工事を行った家屋が減額の要件を満たす場合には、1戸当たり床面積120平米分を上限として、翌年度1年分に限り、家屋に対する固定資産税の2分の1が減額されます。減額の主な要件としては昭和57年1月1日以前に建てられた住宅であること、耐震改修工事費が1戸当たり50万円を超えることなどがございます。また、減額を受けるためには、耐震改修工事が完了した日から3か月以内に耐震基準適合住宅申告書に必要書類を添付し申請していただくことになっております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。減額要件を満たした場合には、翌年度1年分に限り家屋に対する固定資産税の2分の1が減額されるということですが、直

近の例えば令和5年、6年——7年度も現在進行ですけども、実績はどのぐらいになっているか、分かる範囲内で御報告をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 財政部次長、三浦雄司君。

○財政部次長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。直近3年間の実績についてでございますが、令和7年度課税分が1件、令和5年度分——5年度課税分が1件となっております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。次に、令和7年度予算説明書によれば、木造住宅耐震事業に要する経費として耐震診断委託料5件、耐震補強補助金2件が計上されていますが、耐震診断や耐震補強補助金の申請が予算化した以上、申請があった場合はどのような対応をするのかお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君） お答えいたします。木造住宅耐震化事業は、国の補助・県の補助も活用しながら行っている事業ですので、基本的には予算化した棟数の実施を行っており、耐震診断につきましては補修棟数以上の申込みがあった場合は抽せん会を実施しております。令和6年度は能登半島の大きな地震の直後ということもありまして、募集棟数5棟のところ、それ以上の申込みがありましたので、抽せん会を実施し耐震診断を実施することを決定しましたが、関心を持って応募いただいたにもかかわらず当選できなかった方にも、この機会に耐震診断を受けていただくことができないものかと考えまして、茨城県と協議を行いました。その結果、別事業である耐震改修工事補助事業との事業間調整を行いまして、最終的には13棟の耐震診断を実施することができました。基本的な考え方としましては、予算化された棟数を実施していきますが、今後も引き続き、できるだけニーズに応えられるように柔軟に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。応募が多い場合は抽せんということですが、できるだけ市民の御要望に応えられるように柔軟に対応していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

冒頭で述べましたが、高齢化した世代ほど耐震化が低い傾向にあります。高齢者から見れば、今さら多額の費用を投じて耐震改修するのにちゅうちょしているということだろうと思います。そこで低費用で工事を早く済ませたいと全国的に広がりを見せているのが、防災ベッドや耐震シェルターの設置です。内装を剥がした後、柱や天井のはりを鉄骨で補強し、部屋を囲むように組み立てる。屋内に身を守る場所があれば、仮に自力で脱出できなくても救助の可能性が高まるといわれております。例えば、横浜市の防災ベッド設置例では、防災ベッド設置費用62万円、これに補助金20万円をもらえると、自己資金は42万円で済むということです。本市でも防災ベッドや耐震シェルター設置に補助金を検討する考えはないかどうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。耐震性能が不足している場

合、通常は耐震改修を行うことが有効でありますけれども、旧耐震基準で建てられた住宅にお住まいの方の高齢化が進んでおりまして、住宅全体を耐震改修するというのは、費用の面で大きな負担となっているものと考えております。耐震シェルターは家の中の1部屋、または、一部を耐震化することにより、地震で住宅が倒壊しても命を守る空間を確保することが可能になります。メリットとしましては、耐震改修工事と比べて費用が抑えられることや短期間での設置が可能ということ、住みながらの工事が可能という点がございます。耐震シェルターに対する補助事業を既に実施している他市町村がございますので、補助の条件や実績なども聞き取りをして調査をしてまいりたいと思っております。命を守るという観点から、耐震シェルター、防災ベッドを設置することは有効な手段ですので、今後は市民の皆様からの要望や他市町村の動向を見ながら、また、庁内のほかの部署とも協議を重ねつつ調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。取手市は、他市町村に比べ高齢化率も高く、旧耐震基準で建てられた木造住宅も多く点在しております。低費用で短期間で設置が可能な防災ベッドや耐震シェルターは、今後需要が高まるものと思われまので、ぜひ前向きに検討していただくことをお願いしてこの質問を終わります。ありがとうございました。

続いて地方債についてです。地方債は、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務であり、その履行が一会計年度を超えて行われるもので、地方公共団体の課税権を担保とした長期の債務です。また、行政サービスを安定的に提供するため、地方税などの一般財源を補完する重要な財源の一つです。他面、借り過ぎると財政運営に支障を生じ、子どもや孫の世代まで負担を残すというマイナス面もあります。スライドお願いします。

〔10 番 鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君） これは、平成 28 年度から令和 7 年度までの地方債残高の推移です。令和 5 年度までは決算額、令和 6 年度は残高見込み、令和 7 年度は予算ベースです。令和 7 年度の地方債残高についてどのように分析されているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。令和 7 年度当初予算編成時の地方債現在高調書を基に御説明いたしますと、年度末時点における地方債現在高の見込みは、普通会計ベースで約 478 億円で、令和 6 年度と比較しますと約 7 億円の減となっております。減となる主な要因でございしますが、臨時財政対策債や合併特例債などをはじめとした令和 7 年度中の償還予定額が緊急防災・減災事業債などをはじめとした新規発行予定額を上回る見込みであることから、全体で減となるためでございます。地方債現在高の減少は、後年度負担の軽減や財政の弾力性の向上にもつながるものと考えております。また、年度間の財政負担の平準化や将来世代との負担の公平性という観点か

らは、今後も地方債を効果的に活用しながら財政運営を行っていくことが合理的であり、そのバランスを取っていくことが重要であるというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。合併特例債の起債は令和 6 年度で終了しております。また、臨時財政対策債は令和 7 年度からは起債はありませんので、この 2 つに関しては償還だけですから確かに地方債は減少してます。逆に、その他の地方債——教育債だったり緊急防災・減災事業債、あるいは土木債などは増えておりますけども、先ほど部長から答弁があったように、全体としては昨年度から比べると減少してるということだと思います。

では次に、この緊急防災・減災事業債についてです。令和 7 年度の地方債の起債見込額は 35 億 6,600 万円に対して、緊急防災・減災事業債は 22 億 4,400 万円と、全体の約 63% と突出しております。緊急防災・減災事業債は充当率 100%、元利償還金の交付税措置 70% と大変有利な地方債です。充当率が 100% ということは、起債年度には一般財源の持ち出しはゼロ、全て将来世代の住民が負担することになります。また、交付税措置率 70% は本市の一般財源での将来負担は事業費の 30% です。残りの 70% は後年度、国から地方交付税として措置されるということです。この地方債の起債手続について、届出・協議・許可がありますが、本市ではどのような手続を取っているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。緊急防災・減災事業債に限らず、地方公共団体が地方債を起こす場合は、地方財政法に沿った手続が必要になってまいります。起債手続の一般的な流れとしましては、まず起債計画書を作成しまして、県及び総務省の確認を受けた後に協議を行うこととなっております。協議を経て同意を受けた地方債は、事業費等が確定する年度末に借入れの手続を行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。起債手続については協議ということなんですけども、この地方債の起債成立について事前に県と協議をするようになると思うんですけれども、その場合の要件はあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。地方公共団体が地方債の協議を行うに当たりましては、実質赤字が一定以上でないことですか、実質公債費比率が 18% ではないことなど、幾つかの要件に合致する必要がございます。その要件から外れてしまいますと、協議ではなく、総務大臣または都道府県知事の許可が必要になるということになります。取手市はいずれの要件にも合致しておりまして、協議による地方債を起こすことが可能な団体となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の答弁では、実質赤字が一定以上あるいは実質公債費比率が 18% 以上の自治体というのは、これは国または県の許可が必要

ということですが、取手市の場合は御存じのように、早期健全化基準を相当下回っておりますので、協議により地方債を起こすことが可能ということは理解できました。

では次に、緊急防災・減災事業債は具体的にどのような事業に充当しているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。緊急防災・減災事業債は、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化事業であり、緊急に実施する必要が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等が対象となっております。当市ではこれまでも小中学校の耐震補強事業をはじめ、消防救急無線・指令センターの共同整備事業、デジタル防災無線の整備、それから非常用発電機の整備など多面的な防災基盤の整備に、この緊急防災・減災事業債を活用してまいりました。直近では、先日本披露目をされた災害用トイレトラックの購入経費にも活用しているところです。令和7年度においても、小中学校体育館空調設置事業や旧取手一中体育館の改修事業などにも活用しております。防災のための取組は今後ますます重要性を増してくるものと捉えておりますので、対象となる事業については、引き続き積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かに防災基盤の整備や公共施設等の耐震化事業は喫緊の課題です。このような事業に大変有利な緊急防災・減災事業債を積極的に活用していくことは、本市の財政運営を健全化していくためにも大変重要であると思っております。

次に、緊急防災・減災事業債のうち、主な事業に充てる地方債の利率・償還期限・償還方法についてお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。利率につきましては、令和7年度の事業をまだ借入れをしておりませんので現時点で金利はお答えできませんけれども、参考までに令和6年度に銀行等引受資金で借入れた際の金利につきましては、償還期間10年のものは約0.8%、償還期間20年のものは約1.2%というふうになっております。

次に、償還期限につきましては、借入れを行う事業の状況により様々ではございますけれども、基本的には耐用年数の範囲内で、その時点の財政状況なども総合的に考慮して決定しております。今回の小中学校体育館空調設置事業につきましては、償還期間10年、旧取手一中体育館耐震補強事業につきましては償還期間20年での借入れを現在想定しております。

償還方法につきましては、主に年賦か半年賦、また元金均等か元利均等を組み合わせて決定することになってまいりますが、中でもトータルでの利子負担が一番少ないのが半年賦・元金均等償還でございますので、当市では特に制限がない限り、半年賦・元金均等償還での借入れを行うということにしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。利率については、最近金利が上昇傾向

ですが、そうした状況でも比較的低金利での借入れ、また償還方法については、トータルで利子負担の少ない半年賦・元金均等償還で借入れをして、できるだけ公債費を最小限に抑えている取組をされていることは大変重要なことだと思っております。

次に、借入先は公的資金と民間資金がありますが、その割合はどのようになっているのか。また、公的資金と民間資金では金利に差があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。議員がおっしゃるとおり、地方債の借入先は、主に財務省から直接借り入れる財政融資資金などをはじめとした政府系資金と市中銀行などの民間資金、この2つから選択をしております。残高のうち、政府系資金と民間資金の構成割合は年度によっても異なりますけれども、おおむね政府系資金が7割から6割、民間資金が3割から4割程度となっております。金利につきましては、政府系資金と民間資金で借入れをする場合の金利は異なっております。一般的には政府系資金の利率は国債利回りを参考に設定されておりますので、低利であるというふうにされてはおりますけれども、当市では、市中銀行等からの民間資金にて借入れをする際には、見積り合わせを行いまして、市内金融機関に競争をしていただくという形を取っております。これによりまして、さらに低利もしくは同等で借入れをすることができている現状となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはり政府系資金である公的資金の割合が7割から6割、多少多いということですが。金利については今、課長からの答弁で、民間資金のほうが場合によっては低利で借入れもできるという答弁ですが、今後もある借入先を調査研究していただくことをお願いしたいと思います。

最後に、臨時財政対策債についてです。臨時財政対策債の過年度における発行について、地方交付税の不足額を臨時財政対策債で発行するか否かは各自治体の裁量に委ねられております。一般財源が十分にある自治体は、臨時財政対策債を発行せず、将来措置される地方交付税の増加分を公共サービスの充実のために使ったほうがよいとされています。本市ではこれまで臨時財政対策債を満額発行してきたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁いたします。臨時財政対策債は平成13年度から開始された制度で、取手市は制度が開始されて以降、端数の切捨てを行っている年度はあるものの、基本的に発行可能額の満額を発行しております。制度開始から現在までの累計発行額は約376億円となっており、この25年間の平均では約15億円、まあ30億円を超える金額を発行した年度もございます。臨時財政対策債は、実際に発行しなくても発行可能額ベースで後年度の基準財政需要額に算入されることとなりますので、制度上、発行した場合としない場合で長期的な損得が発生するわけではございません。ですが発行しなかった場合には、その年度に不足する一般財源を財政調整基金などで補てんしなければならなくなります。取手市は潤沢な一般財源があるわけではございませんので、各年度の財政運営に支障を来すことのないよう、今までも発行可能額の満

額を発行してきたものでございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） 臨時財政対策債は、国が国税収入の不足などで地方交付税で払えなかった分を地方自治体に地方債を発行させて、その元利償還金を交付税措置させる方法だと思うんですけども、これまでもリーマンショック後の経済停滞や令和2年度からのコロナショックにより、本市の市民税等が大幅に落ち込み、各年度の財政運営を円滑に行う上で財政——失礼しました。臨時財政対策債を満額発行せざるを得なかったのかなと思いますけども。

次に、臨時財政対策債の償還はどのような方向——方法で交付税措置されるのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。臨時財政対策債につきましては、元金と利子の全額が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入される制度となっております。こちらは、実際に支出した元利償還金の実額が算入されるというわけではございませんで、各年度の発行可能額を据置期間3年、償還期間20年の条件で償還した場合の理論値が参入【「償還」を「参入」に修文】されるという仕組みになっております。基準財政需要額の算定上は、発行可能額に国から示された補正係数を乗じて計算されており、各年度の実際の償還額と単純に比較することはできませんけれども、本市では、理論算入と同様に、先ほどの据置期間3年、償還期間20年の条件で実際に借入れをしておりますので、理論上はおおむね同規模の額が措置されているものと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） 今の答弁で、臨時財政対策債の元利償還分が後年度、基準財政需要額に算入されるということなんですけども、これは元利償還金の実額が算入されるわけではなく理論値が算入されるということで、ここで少し疑問が残るんだろうと思うんですけども、国は臨時財政対策債を将来返してくれると言っていますが、本当に返してもらっているのかという疑問です。スライドお願いします。

〔10 番 鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君） 一番上が臨時財政対策債の償還がない場合の基準財政需要額です。2段目が臨時財政対策債の償還分が追加された通常想定される場合ですけども、国は以前と基準財政需要額の総額が変わらないようにするため、既存の公共サービスに向けられた基準財政需要額の部分を小さくして、その減った部分に臨時財政対策債の償還分を組み込むという操作を行っているのではないかと言われております。これが3段目の実際のイメージです。その結果、確かに国は臨時財政対策債の償還分だけ基準財政需要額を措置したのは間違いありませんが、自治体としてはその分だけ既存の基準財政需要額が削減されているため、地方交付税が全く増えないというリスクもあると指摘されております。このような指摘に対してどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。基準財政需要額の基本的な算定

の仕組みは、国が地方交付税制度の中で示しております標準的な行政規模の地方公共団体に想定される財政需要に、市町村ごとの個別の事情として人口などをはじめとした数値を乗じて得られた金額を市町村における基準財政需要額として算入すると、こういった仕組みになっております。さらに実際には、ここで得られた需要額にさらに補正係数などを考慮した数値が需要額に算入されておりまして、全ての係数に対して国からの明確な根拠が示されているというわけでは実はございません。そのため、臨時財政対策債を含めたそれぞれの個別の算定項目について、国が需要額の調整を行っているのかどうかということを市が検証することはかなり難しいというふうに考えております。いずれにいたしましても、地方交付税は国の算定にのっとって算出をされております。その算出の過程において市の裁量があるというものではございません。国から示された算定式にのっとって算定をするというものでございますので、そこで示された算定額の交付を受けた上で財政運営を進めていくというほかにはないものかなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の答弁で臨時財政対策債の元利償還金の実額が基準財政需要額に算入されるのではなく理論値が算定されるということから、本当に国は返してくれているのかどうかという疑問が残るんだろうと思うんですけども。基準財政需要額は毎年、今課長から御答弁がありましたように、膨大な基礎的なデータ、例えば土木費だったり教育費だったり厚生費だったり、産業経済費あるいは総務費、そういった基礎的なデータを基に、そういったものに対していろんな係数を掛けて算出して国が決定するということですので、これのデータをしっかりチェックしていただいて、臨時財政対策債だったり、これ今の合併特例債も償還されていますので、そういった元利償還分がしっかり交付税措置されているのかどうかを確認していただくことを切にお願いしたいと思います。

最後に、引き続き年度間の財政負担の平準化や将来世代の負担の平等化の観点から、地方債を有効に活用し、本市の財政運営を行っていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

13 時 10 分まで休憩いたします。

午後 0 時 08 分休憩

午後 1 時 10 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、飯竹教育部長より発言を求められていますので、これを許します。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 再開後の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。先ほど岡口議員の部活動地域移行についての質問での答弁の中で、「取手市吹奏楽団」と発言しましたが、正しくは「取手交響吹奏楽団」でございました。訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。なお、同様の内容で、岡口議員と稲村スポーツ振興課長からも発言訂正申出書が提出されましたので、議長は訂正を認めます。

一般質問を続けます。

久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。本日は、1点目、女性の就労やキャリアアップの支援について、2点目、5歳児健診の実施について、3点目、終活支援についての3点について一般質問を行います。

それでは、通告順に従って一般質問を行います。まず初めに、女性の就労やキャリアアップ支援について、お伺いいたします。女性の就労の中でも母子家庭の就労支援についてです。令和5年第1回定例会の一般質問で取り上げましたが、現在でも母子家庭の数は増え続けていて、昭和58年から平成23年の30年間で、母子世帯は約1.7倍に増加しています。雇用形態についても、正規雇用は44.2%、非正規雇用は43.8%と、パートやアルバイトで働く人の割合が多く、正規雇用よりも収入が低くなる傾向にあります。これらの要因が影響し、貧困に悩むシングルマザーが多い現状があります。そこで、母子家庭の就労支援についての市としての取組についてをお伺いいたします。

〔9番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、久保田議員の御質問に答弁をさせていただきます。母子家庭への就労支援は現代社会において重要な課題であり、特に経済的な自立を目指す女性たちにとっては、これらの支援は大切なことと考えています。本市において母子家庭への就労支援に関する取組としましては、ハローワーク龍ケ崎と連携し、取手駅前に地域職業相談室ふるさとハローワークを開設し、求職者への就労相談や情報提供を実施しております。また、子育てをしながら働きたい女性を支援する取組として、ハローワーク龍ケ崎においてマザーズコーナーを設置し、仕事と家庭を両立させるための伴走型就労支援を行っております。一方で、児童扶養手当受給者また受給相当の所得水準にある独り親世帯を対象に、取手市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業として、就職の際に有利で生活の安定につながる資格取得のために育成機関に就業する際の生活不安を支援することを目的に、生活費の一部を支給しております。その他、職業訓練施設の紹介として、茨城職業能力開発促進センターが主催するパソコン等のITスキルアップの資格取得のための職業訓練があります。子育て中の女性でも——すみません。短期間受講コースの設定や自宅でできるeラーニングの選択など可能な支援を実施しているところです。本市といたしましては、母子家庭をはじめ若年層から高年齢層までの幅広い世代の就職ニーズに応えた就労サポートができるよう、引き続き、茨城県労働局やハローワーク龍ケ崎と連携を図り取り組んでまいります。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ただいまの御答弁の中に、母子家庭の就労支援の一つに高等職業訓練促進給付金等事業があるということですが、これはどのような内容のものになっているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。高等職業訓練促進給付金事業は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条2項に定められておりまして、前身となる高等職業訓練促進事業【「高等職業訓練促進事業」を「高等技能訓練促進事業」に発言訂正】を平成20年度から茨城県で開始し、また市では権限移譲を受けて平成25年度から実施しております。看護師・保育士・介護士など、国が指定した主に就職に有利な資格を取得するために就学する独り親家庭の母子・父子に対し、資格取得までの期間に限り生活費の一部について給付を行う事業となっております。事業の詳細は次長より御説明いたします。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 私からは部長の補足答弁をさせていただきます。高等職業訓練促進給付金事業は、市民の方に申請いただく前に事前相談が必要となっており、これは国の実施要綱にも定められております。事前相談では、資格の種類・取得見込み・就労の意欲・家庭状況だけでなく、ハローワークへの相談状況などを面談し確認しております。個々の状況を丁寧に聞き取る中で、ハローワークや関係機関へ適切につなぐよう努めております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 御答弁ありがとうございます。この事業の今までの実績と、またどのように周知しているかについてをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。ここ数年の給付実績といたしましては、令和5年度が看護師2名、准看護師1名、保育士2名の計5名、令和6年度はそれに加えて製菓衛生師1名、作業療法士1名、ウェブデザイナーが2名の計9名、令和7年5月現在では看護師2名、保育士1名、作業療法士1名、製菓衛生師1名、ウェブデザイナー1名の計6名で、全て母子家庭の方が給付を受けており、この事業は女性の社会参画促進にも寄与していることが分かります。事前相談を受けた時点でハローワークへつなげることができ、国の事業を選択された方もいらっしゃいます。事業の周知につきましては、市ホームページや広報とりでお知らせするほか、窓口に来庁された際には「ひとり親家庭の皆さんへ」というパンフレットを配布し、関連する制度全般を御説明しております。引き続き、各種手続資料の発送時を活用し情報提供を行うとともに、ハローワークや関係機関と連携し、独り親世帯の経済的な自立を支援してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 1人で仕事と子育てに追われ時間のないシングルマザーが、支援制度を十分理解し、必要書類を用意して申請にたどり着くには、容易なことではありません。母子家庭の女性が安心して就労できるように、これからも寄り添った取組をお願いいたします。

続きまして、女性の就労キャリアアップを応援する女性の専門資格取得等支援事業補助金の導入についての市のお考えをお伺いします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 久保田議員の御質問に答弁させていただきます。女性の社会参加に向けてのキャリアアップの支援は、社会全体の活性化や経済成長に寄与するテーマとなっております。特に専門職資格の取得支援は、その実現に向けた大きな一歩となります。女性の社会進出が進む中で専門的なスキルや資格を持つことは、キャリア形成においても重要な要素と考えております。女性の専門職資格取得等支援事業補助金の導入についてですが、この事業は、女性が専門職として活躍するための基盤を整えることを目的としておりまして、具体的には、資格取得にかかる費用の一部を補助することで経済的な負担を軽減し、より多くの女性が資格取得に挑戦できる環境を整えることを目指しております。特に、育児や介護などの家庭の事情でキャリアを中断した女性や再就職を希望する女性にとって、資格取得を通じて新たなスキルを身につけることは、職場復帰や転職の際に有利な条件での就職が可能となり、結果として男女共同参画の考えにも合うものと思っております。また、資格取得に向けた学びの場を提供することで——学びの場を得ることで、女性同士のネットワーク形成、また情報交換も促進されて、相互に励まし合いながら成長していくことなども考えられます。市といたしましては、第四次取手市男女共同参画計画における持続可能で多様な働き方のための環境の整備の考え方も含めまして、庁内でも調整を図りながら制度の調査を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。この女性の専門職資格取得等支援事業補助金ですが、県内では、稲敷市、笠間市、日立市が導入しています。私も今回の一般質問をするに当たり、第四次取手市男女共同参画計画を改めて読み直しました。その中に、「職場や、家庭、地域などでの生活における様々な活動において、誰もが希望する時間の使い方で生活し、働きながら育児、介護をすることができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、誰もがお互いに協力して家庭や地域生活等での責任を分かち合うための取り組みが必要となっています」「誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、地域の活力と成長力を高めることにもつながり、持続可能な地域づくりを目指していくために、重要な課題です」とありました。男女が共に生き生きと活躍できる社会の実現には、女性が多様な分野で就労できる機会の確保や公正に評価される環境整備が欠かせません。ぜひ前向きな調査研究をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 申し訳ありません、1点訂正のほうをお願いしたいと思います。先ほど私「第四次取手市男女共同参画計画」という形で申し上げたん

ですが、こちら「第四次取手市男女参画計画」でございます。訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

○9番（久保田真澄君） 次に5歳児健診についてです。小学校入学前の早い段階で発達障がい把握し、適切な支援を受けるには、乳幼児健診が重要となります。ただ、市町村に義務づけられているのは、1歳半と3歳を対象にした健診です。しかし3歳までに発達障がいの有無を判断することは難しいとされていて、このため、5歳児健診を独自に実施する自治体も出てきました。この時期は、言葉の理解度や社会性が発達することから、こだわりが強い、協調性が低いといった感情や行動の傾向を見ることで、発達障がいを発見しやすいと言われています。そこで伺います。発達障がいの早期発見、早期支援として、乳幼児健診はどのように取り組まれているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁いたします。私たちの地域社会において、子どもたちが健やかに成長し、その可能性を最大限に引き出すことは、取手市の未来を築く上で極めて重要です。特に、子どもたちの発達を見守り、必要な支援を適切に行うための仕組みは、地域全体の福祉の向上に直結するものと考えております。その上で、発達障がいの早期発見と早期支援ですが、その後の子どもたちの生活の質をも大きく左右する重要な要素と捉えております。また、国が行いました乳幼児健康診査における発達障がいの早期発見・早期支援のための取組事例の調査研究の報告書によれば、自閉症を含む発達障がいをする限り早期に発見し適切な支援につなげていくためには、子どもの発達を多様な角度から確認できる、1歳6か月児及び3歳児を対象とした健康診査の場などでの早期発見・早期支援につなげることが特に重要であるとしています。本市としましても国のこの方針を踏まえ、1歳6か月児健診及び3歳5か月児健診を通じて、発達障がいの早期発見・早期支援を積極的に推進しております。

具体的にですが、1歳6か月児健診の一例を申し上げますと、発達障がいの早期支援のためには早期の気づきと早期の療育が必要であることから、保健センターとしては健診の場において保護者との関わりを大切にし、保護者が日頃の悩みや不安を相談できるように、そして子どもたちは伸び伸びとふだんの姿で健診の場で過ごせるように、健診環境の工夫を行っております。そのような中で、現在できているかどうかだけではなく、これからの関わりで子どもの姿が変わるという見通しを保護者には伝えるなどしております。また、より専門的な相談が必要なお子さんには、言語聴覚士・作業療法士・心理発達相談員などの専門職が行う個別相談や、児童発達支援システムメンバー、こちらには保育所・こども相談課・保健センターの職員が入っておりますが——協力しながら運営している親子教室、こちらで保護者がお子さんへの関わり方を学び、そして療育が必要なお子さんにはこども発達センターへつなぐなど、連携し支援を行っております。今後とも子どもの健やかな育ちと保護者の皆さんの安心した子育てを応援し、保護者の皆様が保健師をはじめとする様々な方々とともに子どもの成長を確認し、喜び合える場としていきたい、このように考

えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 私も以前、ウェルネスプラザの保健センターにちょっと伺ったときに、これから健診が始まりますということでお部屋を見せていただいたんですけども、とてもいろんなものが準備されていて、保健師さんたちの大変さも思ったんですけども、よく健診のいろんなことが取り組まれているなというのを感じました。

次に、発達障がい早期発見・早期支援に向けての、こども部の所管としてどのように取り組んでいるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 答弁をさせていただく前に、先ほど久保田議員の御質問に答弁した内容で、訂正していただきたい点が1点あります。高等職業——すみません、「高等技能訓練促進事業」というところを、「高等職業訓練」というふうに答弁してしまいました。「高等技能訓練促進事業」ということでの訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

○こども部長（助川直美君） 申し訳ありません。では、答弁に移らせていただきます。久保田議員の御質問に答弁いたします。こども部におきましては、こども相談課がお子さんの発達に関する相談窓口となっておりまして、親御さんや関係機関からの御相談に対応しております。また、市内全ての保育所・保育園・認定こども園・幼稚園を対象に、お子さんの集団生活の場での様子を見させていただきまして、個々の発達状況や課題に合わせた保育現場での関わり方などについて、発達を専門とした相談員を派遣する巡回相談を実施しております。個別や集団で、より専門的な支援が必要と思われる場合や親御さんからのニーズがあった場合は、面談などを実施しまして、必要に応じて、こども発達センター等の専門機関につなげるといった支援も実施しております。今後もこれらの取組を通しまして、お子さん一人一人の発達状況やお子さん・親御さんのニーズに合わせて、日々の困り事や悩みの解消に向けた支援を実施していくとともに、お子さん一人一人がそれぞれ通っている保育所等におきまして楽しく円滑な日常生活を送ることができるよう、保育現場のサポートにも努めてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） お子さん一人一人の発達状況や親御さんのニーズに合わせた支援を行っていくこと、素晴らしいと思います。以前、「茨城県発達障害者支援センターC O L O R S つくば」さんを視察させていただきました。その中で特に印象に残ったのは、その人の特性に合った環境の整備が大切だということです。これからも当事者の方に寄り添った、きめ細やかな取組をお願いいたします。

次に、5歳児は心身の発達が著しい時期であり、この時期に適切な健康診断を実施することは、早期の問題発見や適切な支援につながります。5歳児健診の重要性について、市の見解を伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁いたします。5歳児健診につきましては、令和6年第2回定例会におきましても、久保田議員より見解、御質問をいただいております。その際に、5歳児健康診査の主な目的は、発育——すみませんでした。「発育・発達や情緒・社会性のほか、集団行動における特性があるお子さんを早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うことです」と御答弁したとおり、5歳児健診の重要性については私たちも認識しております。この健診の特徴は、児童の成長や発達を診察するだけではなく、集団における立ち居振る舞いを評価して、社会的な発達の状況を把握し、必要な支援につなげることにあります。これは発達障がい等のスクリーニングを行うだけではなく、遊びや人間関係の豊かさ、子どもと家庭のつながりなどを把握することにもつながります。また、学童期・思春期に課題となる生活リズム・食習慣・運動習慣などを確認し、適切な生活習慣を身につけるための健康教育・保健指導を行い、そのほか必要な支援につなげることが重要になってくると考えております。全国的に5歳児健診を導入する自治体が増えていることも承知しており、本市におきましても関係部署や医療機関・療育機関・保育所等・学校等の関係機関と連携しながら、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備する必要がある、このように考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ただいま部長の御答弁にもございましたとおり、全国的に5歳児健診を導入する自治体が増えてきているということなんですけれども、国の動向については、市はどのように捉えられているかを伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） それでは、お答えさせていただきます。国は5歳児健診の普及を推進しており、令和7年度からは自治体への補助を引き上げ、保健師の研修費を支援する方針を示しております。国が調査しました令和4年度母子保健事業の実態調査によりますと、5歳児健診の実施率は全国で14.1%と低い状況ですが、こども家庭庁は令和10年度までに全国の100%の実施を目指しております。本市といたしましても、言語能力や社会性が高まる5歳児期に健診を実施することが、就学前の適切な支援として子どもたちの健全な成長を促進する上で大切なことと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。この国の方針を踏まえて、市の今後の取組について伺います。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。5歳児健診につきましては、自治体のみならず、医師会の先生方も大変関心を寄せており、昨年度は取手市医師会の先生方との勉強会を行ったところでございます。健診の実施方法についても幾つかの方式がありますので、今年度は医師会の先生方と協議を行っていく予定でございます。さらに取手市においては、保健センター、こども相談課、教育委員会、こども発達センター、保育所が連携し、関係各部を横断して支援する取手市児童発達支援システムが機能してお

り、必要な支援につながっていくシステムの基本は既に構築できておりますので、5歳児健診の特徴を踏まえた実施方法やその後の支援体制について、医療、保健、福祉、教育分野との支援体制を構築するため、具体的な支援体制の検討を行う5歳児健診ワーキングチーム(仮称になります)、の発足を検討し、各関係機関と意見交換を実施してまいりたいと考えております。ただし、5歳児健診の実施に際しては、具体的な運営方法や予算の確保、医療機関との連携などの課題があることも事実でございます。今後これらの課題を整理しながら、5歳児健診のできるだけ早期実現可能な方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(岩澤 信君) 久保田真澄さん。

○9番(久保田真澄君) ありがとうございます。5歳児健診で早期に発見し、個々に合わせた支援を行い、子どもと保護者が安心して就学を迎えられ——迎えられるためにも、どうぞこれからも取組のほうよろしく願いいたします。以上です。

最後に、終活支援についてです。高齢者の単独世帯は全体の高齢者世帯の約4割を占め、その割合は増加しています。このままでいきますと、2050年には単独世帯の高齢者が1,084万人まで増加すると予測されています。まず最初に、身寄りのない高齢者への対応として、葬儀・納骨・遺品の整理についてを伺います。

○議長(岩澤 信君) 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

○健康福祉部長(彦坂 哲君) ただいまの久保田議員の御質問に答弁いたします。高齢者の増加や世帯の在り方が変化している中で、親族のいない高齢者や、親族がいても交流が希薄である高齢者が増えていると捉えております。そのような高齢者の方がお亡くなりになり、葬儀を行う方がいない場合には、法律の定めにより、市長がこれを行うこととなっております。

まず、葬儀についてですが、墓地埋葬等に関する法律の第9条第1項に、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」とあります。この通称墓地埋葬法に基づきまして病院や警察から相談が入った後、火葬を行う者がいないと判断された場合は、取手市が死亡届を提出し、あらかじめ業務委託契約を行った埋葬業者に連絡し、御遺体の安置をいたします。その後、市内にあります、やすらぎ苑を予約し、火葬を執り行っております。このように墓地埋葬法に基づいて高齢福祉課が火葬を担当した件数は、令和6年度が、1年間ですが11件ございました。

続きまして、火葬が終わった後の遺骨の取扱いについて御説明させていただきます。こちら、死亡された方——亡くなられた方の関係者の方を調査した結果、引き取り手がない場合もございます、このような場合には、市内寺院にいわゆる無縁仏として納骨いたしております。

遺品の整理に関しましては、可能な限り全ての相続人、関係者を調査し、そちらの方に対応をお願いしている、このような現状となっております。以上です。

○議長(岩澤 信君) 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） ありがとうございます。広島県東広島市は、身寄りのない高齢者のもしものときに備え、本人が緊急連絡先や遺言書の保管場所などをあらかじめ市に登録する終活情報登録事業を始めました。終活支援として市の取組についてを伺います。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。取手市では終活支援の一つとして、いわゆる終活ノートである未来ノートを発行しております。このノートは、「これまでの自分とこれからの自分へ」という冊子のサブタイトルのとおり、これまでの思い出や記録、これからやっておきたいこと、そして自分が亡くなった後に託したいことなどを書くことができるノートとなっております。また、令和5年10月の議会において——12月の議会において久保田議員より御提案のあった終活便利帳についてですが、こちらの終活に——こちらの便利帳は終活に関する様々な疑問が解消できるよう、物の整理から始まり、介護や相続について、また不動産や葬儀、お墓のことに加えて、お一人様と言われる身寄りのない、または身内と疎遠な方に向けた内容として、死後事務委任や任意後見などについての解説も掲載されるなど、まずは何をするべきなのか、どのように考えればよいのかに今お困りの方や、気にはなっているけどなかなか手がつけられないでいる方など、様々な方が活用できる内容となっております。市としても、この終活便利帳を現在ある未来ノートと併用して利用していただくことも含めて、発行の準備を進めているところであります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 終活便利帳の導入、ありがとうございます。未来ノートと併せて活用していただければ、終活に向けて心強い味方となり、高齢者の不安も払拭されることと思います。誰もがスマートフォンを持つ時代となり、デジタル遺品という言葉をよく耳にするようになりました。その管理が適切に行われていないと、様々なトラブルが発生する可能性があります。デジタル遺品については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。いわゆるデジタル遺品と言われる、銀行や証券のネット口座やオンライン決済、SNSのアカウント、さらにネットの——ネットでのサブスク契約など、増えております。これらが当事者がお亡くなりになった後に整理できず、遺族が困ってしまったりトラブルになる例が増えていると認識しております。その対策としては、スマートフォンやオンラインショップ、金融機関等の取引内容やアカウントの整理を残しておくことが、市としても大切だと考えております。久保田議員ご指摘のとおり、今後もデジタル遺品の整理については、未来ノートが活用できるように、内容の更新なども含めて検討していきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） それでは、高齢者の方が直接いろいろな不安を相談する窓口というのは、どちらになっていますか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。直接的な支援としては、

地域包括支援センターや社会福祉協議会において、現状の課題や今後起こり得る問題に対する対応について相談に乗り、必要な支援につなげています。地域包括支援センターが弁護士による終活についての講演会を実施し、社会福祉協議会においても司法書士による遺言書や任意後見制度などの諸制度についての講演会を実施するなどし、横断的な相談に対してサポートを行っております。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 講演会参加者の方の声というのは、届けられているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。アンケート結果——地域包括支援センターの講演会を実施した際のアンケート結果によると、「デジタル遺品の整理についてや家族信託等の役立つ情報が聞けてよかった」、「エンディングノート等に残し留めておくことが大切だと感じた」など、満足度が高い講演会となっております。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 御答弁ありがとうございます。単身高齢者の増加は社会全体の問題として認識され、対策が必要です。高齢者を支援する制度や仕組みを整備し、高齢者の方が安心して暮らせるような施策、周知をこれからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

続いて、小堤 修君。

〔12番 小堤 修君登壇〕

○12番（小堤 修君） 皆さん、こんにちは。創和会、小堤 修でございます。私は今日は事前通告に従いまして、安全安心対策の推進について、そして児童数の減少傾向について、そしてもう一つ、こどもまんなか社会の実現に向けた取手市こども計画の実効性についての3つの事項について質問させていただきます。資料を使いますので移動します。

〔12番 小堤 修君質問席に着席〕

○12番（小堤 修君） 始める前に、今日は何の日かといつも言うんですけども、ちょっとだけお話しさせていただきますと、1993年の6月9日、天皇陛下が皇太子のときに雅子様と御結婚されたのが今日だということです。あと今日は6月9日なので、音楽のロックの日だそうです。以上です。

〔笑う者あり〕

○12番（小堤 修君） それでは、安全安心対策の推進について、まず質問します。資料を使います。切替えをお願いします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これは、ここにありますように取手市第六次取手市総合計画そして基本構想と基本計画で取手未来創造プラン2024、ここに、第5、大切な日常が守られる環境整備、そして重点施策で安全安心な生活が送られるまちづくりについてとあります。では、毎回言いますように私の選挙公約には、この6つがあったんですけども、3

番と4番と5番、これは「共助による近隣助け合い・支え合い体制の強化」というところで要避難支援者の方のところは、この個人的な情報もありなかなかこう作っていくのが難しい。また高齢者の方は施設に入ってしまったたり、どこか違うところに移動してしまったり、お亡くなりになったりしたりと、いろいろな状況が日々変化してるのでなかなか作るのが難しいと。本来ならば、あったほうがこれはいいんですけども。あと「マイ・タイムラインの作成」ですね。これ、家族全員、まして、一人一人が作らなくちゃいけないんですけども、これは学校でも今やってるということなので、ここは省かせていただいて。

「防災ラジオの普及」というところも、これ市民全員——市の世帯全部と言いながらも、やはり防災無線のある近くの人には必要がないという人もいらっしゃるの、ここはなかなか難しいところかなということで、これを省いて、右の一般質問の5項目について質問させていただきます。

それで、まず安全安心対策の推進についての中で、5月6日、大型連休の最後の日に埼玉県の白岡市役所が火事になったということで、すごい状況なわけですが、ちょっとこれを見てください。こういうふうに市役所の中が——これ、さいたま市報に載ったんですけども、これは市役所からの写真のデータの提供ということで、私、6月3日に市役所のほうからデータ使用の許可を得てます。こんな感じですね。もう何か真っ黒焦げというか、焼けてしまって、本当に悲惨な状況で。これ上階だと思うんですけども、焼けてはいないですが廊下がすすだらけになってしまって、椅子もそうですしカウンターの上也に真っ黒と、こういうふうな状況であります。こういうふうになってしまうと、やはり市民への行政サービスというのが著しく低下するんじゃないのかなというふうに思われます。本当にこういうことは官公庁から火災が発生するなんてのは、あまりイメージはなかったんですけども、やっぱり燃えるときには燃えてしまうんだなということで。これを危機管理的に、対岸の火事としてではなくて、同じ市役所の庁舎として、こういうことが起こらないようにするにはどうしたらいいのかということをやちょっと質問させていただきたいと思います。まず初めに、白岡市役所の火災をどう捉えるかについて、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、小堤議員の御質問に答弁いたします。白岡市役所で発生した火災について、取手市としても非常に深刻に受け止めています。庁舎が火災により甚大な被害を受けたことは、私たちにとっても驚きであり、同時に重要な教訓となりました。白岡市は火災発生後、迅速に対応し、住民票の写しや印鑑登録証明書などの基本的な住民サービスを再開しましたが、市民に対する住民サービスが低下したことは否めません。市役所庁舎は多くの個人情報を取り扱い、市民の安全を守る防災拠点としても重要な役割を担っております。また、庁舎を再建するには相当な時間を要し、修繕費用などの経済的な損失も多大です。このような事態を未然に防ぐためにも、火災予防は非常に重要であるというふうに認識をしております。そのため、職員一人一人が防火意識を高めることが必要不可欠であり、今後も防火に関する知識を向上させるとともに、自衛消防訓練を

継続して実施し、職員全員が緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう備えてまいります。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさしく今部長が言ったとおり、そのとおりだと思います。では、取手市の場合について、ちょっと市役所の防火管理について伺います。取手市役所には消防用設備等で消火器、屋内消火栓、あと自動火災報知設備そして誘導灯、こういうものがついています。スプリンクラーはついて——つける必要はないのでついてないんですけど、その中でまず初めに、宿直警備員や職員の訓練と防火意識ということで、初期消火訓練等はどうなってるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、お答えいたします。まず、宿直警備員は専門の教育プログラムを通じて、火災を発見した際の対応方法や初期消火の技術を実技を含めて学んでおります。また、自衛消防組織に所属する職員は、毎年行われる自衛消防訓練を通じて、消防署職員の指導を受けながら、発見・通報・初期消火や避難誘導の方法を習得し、屋内消火栓の使用方法や設置場所についても確認を行い、防火意識の向上に努めております。なお、他の職員に対しましては、火災予防に関する啓発を行ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさしく訓練は大事だと思うんですけども、それでは、火災が発生した要因として、この白岡市役所、考えられるのは電気系統からではないかという可能性が大だということですけども、その中にはやっぱり配線のモールとかそういうもののひび割れとか、配線が切れてしまうとか、またタコ足配線とか、あとトラックキング現象といって、コンセントにプラグがきちんと刺さっていないと、そこにほこりがたまって湿気で火事が——火が出てしまうというふうなのがあるんですけども、当市では、その火災要因の除去としてどういうことを考えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） お答えします。白岡市が出火原因として、電気系統のショートによる発火の可能性が高いと発表したことを受けまして、取手市では対応策として、全職員に対し管財課長からの指示として、電気火災予防対策の実施及び注意喚起についてを、5月19日付で課メールを通じて配信いたしました。これにより、コンセントやプラグの定期清掃、延長コード劣化やタコ足配線への注意、電気製品の電源管理の徹底など、電気火災予防の基本を徹底するように周知をいたしました。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさしくふだん何げないところですけども、そういうふうの一つ一つ気にしていったほうがいいのかなというふうに思います。では、その燃えてしまったこの——何ていうんですかね、延焼拡大した要因というのは、ちょっと考えてみますと、市役所は大きい建物です。ですが、フロアは一つの部屋ぐらいのことになってて、どこにも壁があるわけではないです。ですので、燃えるものがあ

ると、どんどんどんどん燃えていっちゃうのかなというところですが、その辺について、この延焼拡大要因の除去ということではいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） お答えいたします。取手市が導入しているファイリングシステムのルールでは、退庁時には、公文書や資料等をキャビネットに、折れない図面等を保管庫に収納し施錠することを徹底しております。これにより、公文書の適正管理と同時に、燃えやすい環境を防止しています。また、電子決裁の導入や、情報管理課を中心に各課キャビネット内の紙文書の電子化を進め、紙保存文書量の激減——減少に比例し、火災リスクの減少も同時に図られております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。そういうふうにはやはり各テーブルの上に燃えるものは置かないように、キャビネットの中に入れるということも大事なのかなと思います。あとまたカウンターにいろいろなチラシ、一般の市民の方が来たときのためにチラシがありますけれども、これをカウンターの上に置かなくちゃいけない。これは必要なことだと思うんですけど、少し間隔を空けて燃えないようにするとかしていけば、さらにいいのかなというふうに思います。

では次に、ソフト面の対応についてお聞きします。防火管理の面でのこのチェック——自主チェックとかはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） お答えします。防火対策のソフトの面は、人的対策、情報共有、訓練を通じての火災を未然に防ぎ、被害を軽減することを指します。具体的には、防火教育や訓練、消防用設備の点検、そして防災意識の向上等が含まれます。取手庁舎では、電気事業法に基づく受変電設備等の保安点検や、消防法で定められた年2回の消防用設備点検に加え、宿直警備員が館内巡回時にガス器具の元栓の確認や、避難誘導灯の点灯の確認を行っております。

また、私は取手庁舎の防火管理者として、5月21日に自主点検を実施して、点検結果を記録をしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさに常日頃から自主点検をして、そしてそれを記録に残しておくというのも大事じゃないのかなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは次の質問ですけれども、市役所の庁舎だけでなく、取手市の持ち物として施設にはたくさんいろんなものがあると思うんですけども、この全ての施設に対して、今後火災を起こさないための対応策というんですか、形状がいろいろ違ったり、警備員さんがいたりいなかったりといろいろなことあると思うんですが、その辺をお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） お答えします。市が運営する各施設では、利用者の安全を最優先に考え、様々な火災予防対策を講じております。まず、各施設の建物形状や使用目的

に応じた個別の火災予防計画を策定しており、消防法に基づいて適切な防火設備等を設置しております。また、取手庁舎及び藤代庁舎では夜間警備員を配置しており、その他の施設では必要に応じてセンサーを使用した機械警備を導入して、夜間においても警備体制を整えております。取手市でも、今後も各施設において総合的な火災予防対策を通じて、市民の皆様が安心して施設を利用できる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさに本当に対岸の火事ではなく、自分たちのことと捉えて、引き続き毎日やっていただければと思います。ありがとうございました。

次に、消防団の課題について、お伺いします。今のお話のように、普通の火災もそうなんですけども、先日、岩手県の大船渡で長時間燃え続けた山林火災、これはやはり常備の消防だけでは到底無理なわけですし、消防団がいなければ対応できなかったと思われます。自分の仕事を投げ売って消火活動に従事してくれる献身的な対応に、ありがたみを強く感じる次第でございます。そういう中、消防団にも様々な課題があると思いますが、消防団員数減少が大きな課題です。令和3年4月1日の団員数は――取手の場合ですが、500人に対して、今年、令和7年の4月1日現在では464人と、36人も減ってしまっています。活動がきつい・汚い・危険といわゆる3Kであったり、家族の理解が得られなかったり等いろいろあると思います。消防団員数の減少の要因と対応について、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） 小堤議員の質問に答弁させていただきます。消防団員の課題であります消防団員の減少については、取手市でも減少傾向にありまして、先ほど小堤議員からも御案内がありましたように、今年度当初の消防団員数は464名で、昨年度当初より7名減っている状況でございます。消防団員減少の原因としましては、若い世代の消防団離れやサラリーマン世帯が多くなっていること、さらには消防団活動の負担感など、様々な要因が複合的に絡み合っていると考えられます。消防団員の確保について総務省消防庁においては、令和3年度に団員の処遇改善策として団員報酬などの改善を図る通達を発出されたり、昨年度には消防団に対するアンケート調査を実施し、消防団員の確保に向けたマニュアルを作成するなど、消防団員確保に向けた対策を講じております。取手市においては、出初め式や消防フェスタなどのイベントにおける消防団員募集活動や、市内の歩道橋に「消防団員募集中」の横断幕を掲示したり、今年の新春マラソン大会では消防職員と消防団本部員が合同で火災予防広報を兼ねまして、消防団員募集活動として5キロメートルのウォーキングに参加するなど、消防団員の確保に努めているところでございます。以上でございます。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。消防団員確保のためにいろいろな策

を講じているというところですけども。今の答弁の中で、国が行った消防団のアンケート内容と、あと消防団員確保に向けたマニュアルの内容について教えてください。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは、小堤議員の御質問にお答えいたします。昨年度、総務省消防庁で行われましたアンケート調査の内容については、まず「消防団に入団してよかったことは」という問いに対しては、「地域の方とのつながりが増えた」、「地域に貢献できていることの満足感」、「防災に関する知識・スキルが身についた」などや、またそのほかの問いの意見としましては、「ポンプ操法大会や訓練など消防団活動の負担が大きい」などの意見が寄せられておりました。このアンケート調査に基づき作成されました消防団員の確保に向けたマニュアルについては、消防団の魅力発信、新規団員確保に向けた働きかけ、働き方改革などの環境づくりなどについてのポイントが記載されたマニュアルが作成されております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。今、答弁の中で、マニュアルの中の消防団員の魅力発信というところがありましたけれども、これについて取手市はどのような魅力を発信しているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは、お答えいたします。消防本部では取手市消防団の魅力の一つとなるポンプ操法についての案内や大会の結果、また去年は取手市として初めて出場した全国消防操法大会の結果などを、広報とりでや市のホームページ、インスタグラムやメールマガジンなどで魅力発信を行っているところでございます。また、今年度は様々なイベントの会場でデジタルサイネージなどを使用し、ポンプ操法大会の様子や消防団の活躍している場面の映像を流し、発信していくことも検討しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。そのほか、消防団員確保の一つとして、外国人の方を入れるということも考えられると思うんですが、取手市の消防団の場合はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは、お答えいたします。消防団員の確保の一つとして、取手市では昨年度に外国籍の方が2名入団しております。これからも、外国籍の方でも入団できることを周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） 取手市の場合、2名、外国籍の方が入っているということですけども、外国籍消防団員の活動の制限というのにこの国家賠償法、第1条があります。この第1条、特に第1項では、ちょっと短いので読みますと「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」とあります。つまりこれは外国籍の人では、この公権力の行使というのが直接できない——業務としてできないと

いうことだと思えます。では、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防次長、仲村 厚君。

○消防次長（仲村 厚君） それでは、お答えいたします。小堤議員のおっしゃるとおり、日本国籍を取得していない消防団員には、活動に制限がございます。消防演習や式典への参加、イベントなどにおける広報活動、火災などの警戒のみの活動、災害時の避難誘導や通訳、また、土のう積みなどの水防活動、各種訓練への参加など、これらの活動が可能となると考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。昨日、インターネットで調べてみましたら、茨城県取手市における取組ということで、茨城県取手市には、外国籍住民向けの防災情報の発信や多言語対応の取組など、外国籍の人々にも安心して暮らせる環境づくりが進められていますというふうに出ていました。では、これはここで終わります。

次に、ポンプ操法大会の在り方についてお聞きします。操法大会での動きというのは災害現状での基本であり、何事も基本なしでは臨機応変な対応はできないと思います。そういう点からも操法大会は大事だと思いますが、連日の練習や家族の理解についてなどから、団員の負担になってきているという話もあります。そのようなことからポンプ操法大会の今後の在り方についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 消防本部消防長、岡田直紀君。

○消防長（岡田直紀君） 答弁させていただきます。ポンプ操法の在り方については、今年の2月に茨城県から消防ポンプ操法大会の在り方の見直しについての通知がありまして、これまでは各地区の地区大会を——地区大会と、そこで勝ち上がった消防団が競い合う県大会を毎年実施しておりましたけれども、令和8年度からは、各地区の地区大会と県大会を全国大会実施年度のみ開催することとなりまして、全国大会は隔年で開催されますので、隔年で各地区の地区大会と県大会、全国大会が同一年で開催されていくことが決定いたしました。これによりまして今年度の市内大会は例年どおりに開催をいたしますが、令和8年度以降の市内大会についてはどのように実施していくのかを、来月に行われます分団長会議にて協議する予定となっております。各分団の意見を踏まえて、取手市のポンプ操法大会の在り方を慎重に審議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。隔年でやるということもありなのかなというふうには感じますが、分団長さんとよく話し合いながら決めていただけたらと思います。以上で終わります。

次に3つ目です。多種多様化する犯罪への対応についてです。特殊詐欺や防犯ステーション、いばらきポリス、ひばりくん防犯メールなどの取組や活動については、今までに幾度となく多くの議員の方が質問されています。また、今日午前中、岡口議員からも防犯対策の強化について質問がありました。私は今日は少し視点を変えて、犯罪に関して、公助・共助・自助の観点からどのように取り組んでいるかをお聞きします。まず、犯罪情勢と公助についてお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは答弁をいたします。犯罪情勢ということでございますが、取手市における刑法犯認知件数でございます。こちらは令和7年4月末においては271件で、前年同期比でプラス106件と大幅に増となっていることなど、住宅侵入窃盗・偽電話詐欺・自転車窃盗など、身近に起こり得る犯罪が多く発生しているというような状況でございます。また、近年の匿名流動型犯罪グループによります多種多様化する犯罪等への対応といたしまして、より安心して暮らせる地域社会を実現するために、小堤議員おっしゃるとおり、公助・共助・自助、それぞれが適切に機能する地域ぐるみの防犯対策が非常に重要であると考えているところでもございます。その中で公助というところでございますが、安全安心なまちづくりを推進するために、市内の防犯カメラ設置をはじめといたしまして、ドライブレコーダーの見守り事業、それから市内2か所の防犯ステーションを拠点といたしました児童生徒の見守り活動や防犯パトロールなどを実施しているというような状況でございます。

また、地域の自主防犯活動の支援策といたしましては、自主防犯組織結成時に補助金を交付しているというようなところもございます。加えまして、取手警察署におきましても、取手市内の自治会等を対象に住宅侵入窃盗や偽電話詐欺、それから自動車盗難など各種犯罪に関する防犯対策の講話を行っているほか、小中学校におけます不審者対応訓練、それから銀行等の事業所を対象とした強盗対策訓練を実施しているというようなところでもございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。公助としていろいろな施策を講じているというのは、よく分かりました。ありがとうございます。そして、市役所と警察が常に連携し情報共有しながら活動しているということも分かりました。では、共助についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。共助につきましては、地域住民同士が協力し合い、地域全体で防犯に取り組むことが重要であると考えております。取手市におきましても、防犯活動の中核である防犯連絡員をはじめ、自治会や自主防犯団体等により地域における児童の見守り、徒歩や青色防犯パトロール車による防犯パトロール、のぼり旗の設置等、共助を生かした取組が進められております。市といたしましても、こうした活動への支援を強化し、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。私も実は防犯連絡員を務めさせていただいておりまして、そのほか自治会とか自主防犯団体の活動も本当にありがたいものだと思います。では、自助についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。自助につきましては、市民一人一人が防犯意識を持ち、自らの安全を守るために行動を取っていただくことが不可欠であると考えてございます。例えば、戸締まりの徹底や不審者への警戒、子どもへの防犯教育などが考えられます。市といたしましても、茨城県警が配信する防犯アプリいばらきポリスを活用するなど——活用して発信するなど、自助の重要性について周知をしているところでございます。これら公助・共助・自助それぞれの取組を継続し、さらに強化していくことで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさしく、公助・共助・自助、連携してやっていただければと思います。そのほか、自分でできることとしては、例えば防犯グッズを買って様々な危険に備え防犯意識を向上させることも必要なのかなというふうに思います。また取手市には取手市安心で安全なまちづくり条例というのがありますので、取手市に関わる全ての人々が一体となって、住みよい地域社会の実現を図る意識を持つことも大事なのかなというふうに思います。その意味からも今後、例えば防犯都市宣言とか、そういうのもあってもいいのかなというふうにも思います。また、予算・決算審査特別委員会で挙げられていた防犯カメラ——各個人などの防犯対策の補助金制度の検討についても、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。この件については以上です。

では次に、防災教育に移ります。資料、お願ひします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） こちらは、先日 5 月——何日でしたっけ、9 日か 10 日ちょっとあれですが、戸頭中学校と幼稚園と日本語学校と戸頭小学校の合同避難訓練、引渡し訓練がありました。これは地震発生——私それ見に行ったんですが、これ私が撮った写真で、戸頭中学校の校長先生の許可をもらいました。机の下にみんな潜っているんですね。こういうふうにして、そして校庭に近所の日本語学校の学生——外国人の方ですが集まって、そして中学生と一緒に 2 人 1 組になって近くの幼稚園に子どもと一緒に避難すると。こういうふうに園児と中学生、日本語学校生が一緒になって、それで戸頭小学校に向かうと。で、ここでみんなが集まると、ここに——伊藤副市長もこのときは来ておりました。あそこに園児に声をかけているところが写っております。最後は、保護者が来て引渡し訓練と。こういうふうなのが一つあってとても——地域に根差す中学生がこういうふうに園児とともに避難する、そして引渡しまで行くというのは、本当に今後の防災リーダーとしても活躍できるんじゃないかということで、いい訓練を私も見せていただいたと思つてます。では、防災教育ではどのようなことを取手市は実施しているか、お願ひします。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。防災教育は、児童生徒が災害——地域の災害の特性であるとか、社会の特性に関する知識を備えた上で自

らを守ったり、進んで周囲の人々の安全を確保するといった、そういった能力、あるいは仮に災害が起きた後は、被災から乗り越えて生活を成し遂げていく能力であったり、さらには復興に向けて取り組んでいく、そういった能力を、生きる力といった観点から育ていく、そして、主体的に防災に対応できる、そういった人材を育成するために行っていくものだと考えているところです。小中学校におきましては、各教科等の中で防災について学ぶことはもちろんですが、避難訓練でありますとか、今ご紹介いただきました地域と学校が連携した防災教室等といった取組でありますとか、そういったことを通して将来にわたって地域の防災を担える、そういった人材に育っていったらなと、そういうところを狙いとしているところでございます。詳しくは教育部長のほうより答弁いたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、小堤議員の御質問に答弁いたします。防災教育につきましては、学校の教育活動全体を通じて行う重要な教育であると捉えております。現状についてですが、5年生の理科では、夏休み前に台風と防災という単元で防災についての学習をし、5年生の児童全員がマイ・タイムラインを作成し、防災意識を高めております。学校によっては、市の安全安心対策課の職員が授業を行ったところもございます。中学校では、社会科の地理で防災・減災に向けた取組と課題という学習の中で、災害対応や支援について、また、自助・共助・公助や防災・減災の課題などを学習し、生徒一人一人が災害を自分事として捉え、適切な行動を取ることができるように学んでおります。先日は、先ほど議員ご紹介いただきました戸頭地区で、めぐみ幼稚園、日本語学校つくばスマイル、戸頭小学校、戸頭中学校による合同避難訓練が行われました。震度5強の地震発生を想定し、机の下に身を隠す身体防護から「おかしも」を重視した校庭への避難、中学生や日本語学校の生徒が2人1組での園児の手を引いての避難、避難場所での人員点呼及びけがの確認など、子どもたちの保護者へ引き渡すまでの訓練が円滑に行われました。この合同避難訓練は、戸頭小学校と戸頭中学校の1小1中で組織する学校運営協議会の協議から生まれた取組であり、地域で育つ子どもたちが地域のために貢献することを実感した取組でした。このような学習や実体験を通して、特に中学生は地域の防災の担い手として地域に貢献できるよう、防災教育により一層の力を注いで取り組んでいきたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。次のコメントは質問ありませんので、大丈夫です。本当にそういうふうに小学生・中学生も授業の一環としていろいろなことを体験して、それが学校運営協議会と一緒にコラボしてこういうことができるというのは非常にいいことだと思いますので、今後ともいろんな学校で続けていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では次に、防災に特化した部署の創設ということで。最近、石破総理大臣がこれ肝煎り

ということで防災庁を設立しようということで、最近どういうことを盛り込んでいくかということ国をのほうで考えているということですが、その防災庁が来年の令和8年に創設するかなというところだと思うんですが、これに関して取手市のほうはどのようなことを考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部の齋藤です。国の防衛庁創設に準じた市の組織整備についての御質問ということでございます。

〔「防災庁、防災庁」と呼ぶ者あり〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 失礼しました。防災庁の創設に準じた市の組織整備ということでございます。市では、これまでも地域防災計画に基づきまして安全安心対策課において災害への備え——救援物資や避難所用品の備蓄それから各種訓練など、そういったことを行っておりまして、また災害が発生した際には災害対策本部を設置して、各部局が土木班・避難所班・救援物資班などの役割を分担し、責任を持って全庁的に取り組む体制を整えております。今後、国が体制を強化あるいは変更しまして、防災対策あるいは災害対応に新たな動きが出てくるということであれば、それに対応するために市としても組織的あるいは人的な見直しが必要になる、そういう場面も十分にあるというふうに考えております。ただ現時点では、議員からもありましたように、まだその内容や役割について検討が進められている段階ということでございます。一つには平常時から災害時までの切れ目ない防災意識の持続というような考え方も含まれているというふうにお聞きをしておりますが、まだその具体的な内容・メニューについては不透明というところでございます。今後も引き続き国の動きを注視し、庁内での情報共有を図りながら、関係部署とともに検討をして、タイミングを逃すことなく適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。これも質問は次はないんですが、国の動向を見極めながら、取手市としても遅滞なく組織を変えて、そしてこの防災に当たってやっていただきたいというふうに切に思います。以上です。ありがとうございます。

では次に、ちょっと時間も押してきまして申し訳ないんですが、児童数の減少傾向についてということで、ちょっと切替えをお願いします。資料を出します。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） ちょっと小さいかな。見えますかね。——見えない。これ令和2年度の青いところが各小学校の児童数です。で、今年、令和7年度の児童数、令和12年度というふうにあって、これは住民基本台帳に載っている児童の数で推計しているらしいんですが、だから途中で入ってくるとか、引っ越してしまうとか、そういうことは書いてないんですが、じゃあ令和2年度と令和12年度でどのぐらいのパーセントなの

かなというふうに、令和12年度はというところで見ると、こういうふうに赤が44.9%、永小と久賀小、令和2年度より10年後はこんなに減ってしまうよというところですよ。黄色が50%台、高井小は180%と、こういうふうになってます。みんな大体そうなんです。なぜかといいますと、私今年の永山小学校の入学式行きましたら、新入生が32人だということで、びっくりして、そうなんだという感じだった。これはどういうことと思って、それで教育委員会にこの資料を出していただいたんですが、で、私がちょっとこういうふうにパーセントとか色をつけたりして直したんですけども、結局、これを見ますと分かるように、高井小、取手東小はちょっとペースが落ちるかなというところもあるんですけども、ほとんどのところが減少傾向に——児童数が減っているというこういう傾向で、いやこれは大変なことなんだなあと。少子高齢化社会の中では致し方ないのかもしれないけれども、ただ、それを手をこまねいているだけではしょうがないし、どうにか考えないとなということでここに出させてもらいました。で、やっぱり考えることとしては、今考えることと将来に向けて考えることの2つについて聞きたいと思います。まず最初に、今考える——今これから考えること、行うことというところで、好きなほうに通うとか、またはどこからでも通える学校の選択制、あと、児童数の平準化等を考える方策や、児童数減少について、例えば教育長から取手市通学区域審議会や取手市立小中学校適正規模・適正配置審議会というところに諮問をするとか、あとは学校長会とか、先ほどもありました学校運営協議会に聞くというようなこともあるのかなと。あともう一つはハード面について、空いちゃってるところをどうするかと、これについてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、小堤議員の御質問に答弁いたします。議員から御紹介されました表のとおり、児童数の減少は重要な課題として認識しております。取手市の児童数は、ゆめみ野地区が学区にある高井小学校や、学区内で宅地開発が見受けられ取手東小学校を除き減少傾向にあります。このような各校の児童数の推移につきましては、毎年実施している住民基本台帳を基にした年齢別・学区別の把握や、学校基本調査や学級編制等に関する調査を通じて各校の状況を把握し分析を行っております。自由学区や学校選択制などに関する質問につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。御質問のありました、自由学区・学校選択制、児童の平準化、教室の利活用等について、お答えいたします。まず御紹介のありました自由学区や学校選択制の長所としましては、一般的には保護者が学区に縛られず、学校の教育方針や授業内容などを考慮し、子どもに合った学校を選択することが可能となり、保護者が子どもの教育に積極的に関与することが期待されています。一方で、希望する学校が学区外にある場合、登下校時の安全の確保や保護者の負担が増えること、地域のコミュニティとの交流が減少することなどが懸念されております。教育委員会としましては、

引き続き長所や課題、先行事例の調査研究をしていきたいと考えております。

次に、児童数の平準化に関する課題は、地域の教育環境や学校運営において重要なテーマであると認識しております。各学校においては、年度ごとに児童数に応じて最善の教育活動を行うよう努力しているところではありますが、校長会や学校運営協議会などの関係者から意見もお聴きしながら、実際の状況やニーズの把握に継続的に努めてまいりたいと考えております。また、授業の場面になりますが、ＩＣＴを活用しながら複数の――単独では授業数が少なくとも、複数の学校が集まることによって多くの児童が授業に参加し、相互に発表しながら、児童数の少なさを感じさせることのない授業が行われております。今後、多くの学校での展開を予定しております。

最後に、教室の利活用につきましては、取手西小学校のげんきサロン稲などの利用例があります。また、コミュニティ・スクールで利用する部屋として地域の方々が気軽に利用したり、児童の表現力を高める場として記者会見場を模したプレゼンテーションルームとして活用している例などがあります。これらの取組を参考とし、学校の創意工夫や学校運営協議会の活動を通して、児童・学校・地域の連携や交流に役立つような利活用を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。ハード面ソフト面、いろいろな方策を駆使しながら今後検討していただければと思います。

では次に、将来に向けて考えることというところで、いろいろ選択肢というか方策はあるのかなと思うんですが、私一つ、この小中一貫校とか、あと義務教育学校、こういったことに関しての少子化対策に関しての検討はどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。教育委員会としまして将来考えることとしましては、引き続き取手市全体の長期的な人口動態を見据え、各校の状況を把握分析していくことが重要であると考えております。多くの人数が学ぶ場ということでは、取手市内には設置はありませんが、議員から御紹介のありました義務教育学校や小中一貫校も選択肢の一つであると考えられます。一般的には、義務教育学校や小中一貫校では、中1の壁の緩和・解消、学習面や生徒指導面での継続性、異学年交流による精神的な発達に好影響があるといった長所があるとされています。一方で、人間関係や役割が固定しやすい、目が行き届きづらいといった課題もあるとされています。こちらも先行事例の状況を把握し、このような点を整理しながら、義務教育学校や小中一貫校以外の学校の在り方に関する選択肢についても調査研究をしながら、今後進行していく児童数の減少に対応していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。昨日おとといですか新聞にありましたが、昨年の出生数が70万人を切って68万6,000人というふうになったということで、どんどんどんどん子どもたちも減っていく。その中で、やはり10年後20年後30年後の取手市の学校の在り方というのも今のうちから考えていくということが大事なかなと。

それは教育委員会だけじゃなくて、各部横断的に取手市全体で考えていく、これが肝要だと思います。では、この1と2を踏まえまして、教育行政に何が大切なのか、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 小堤議員の御質問に答弁をいたします。日本全体における出生数が70万人を切るという中、本日ご質問があった課題、特に児童数の減少、あるいはそれに伴う様々な課題の解決に向けては、何よりも取手市に住みたい、住み続けるほど好きになる、そういった町であることが大切だと考えています。教育においても、より一層、魅力的で選ばれる取手市の教育となるよう、創意工夫のある取組を推進してまいりたいと考えています。例えば、本市の特徴の一つでもあるアートを活用して子どもたちの思考力・表現力を高めるということは、不確実性の時代において、何事も自分事としてものを考え、自らの未来を切り開いていく力を育成することにつながるものと考えているところです。こういった点も踏まえて今後とも、政策推進部、こども部とも連携しながら、取手市が目指す住み続けるほど好きになる街、こどもまんなか社会の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えています。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 教育長、ありがとうございました。まさしく中村市長が言う、住み続けるほど好きになる街、これが本当に基本というか目的だと思いますので、それに向かって教育行政のほうもやっていっていただけたらと思います。ただ一つ私が思うのは、この市内の児童が、児童数の小さい学校、多い学校、どこの学校にいても同じ教育を受けるということが基本なのかなと思います。この減少する児童が——児童数減少しますけど、明るく、楽しく、元気よく、そして学校生活が送れますように、今から対応していただければと思います。ありがとうございました。

では、次行きます。こどもまんなか社会の実現に向けた取手市こども計画の実効性についてということで、今のお話もあれなんですけど、少子化というところであります。この児童数減少、少子化について、取手市こども計画の中の目指す未来の方向性において、子どもの居場所についてうたわれています。この居場所については、こども大綱やこどもの居場所づくりに関する指針にも定められています。昨年長塚議員が一般質問でも居場所について聞いていますが、現在はどうのようなことを検討しているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 小堤議員の御質問に答弁いたします。子どもの居場所づくりにつきましては、こども大綱におきましても重要事項の一つとして定められているほか、国の示すこどもの居場所づくりに関する指針におきましても、それぞれの主体がどのような居場所づくりができるか、どういった役割が望ましいのかについて示されております。安全安心に過ごせる居場所を充実させることは、自己肯定感や、また自己有用感を育み、

その居場所で得られる多様な経験や人とのつながりを通して、社会で生き抜く力を獲得することにもつながる大切な施策であると認識しております。こども計画の策定に当たりましては、昨年度実施しましたこどもの生活実態調査を初めとした当事者の声を聞く取組を通じまして、若者の居場所に関する課題や重要性が改めて明らかになったところでもあり、また、関係各所とのヒアリングを通じて検討を進めてまいりました。その一環として、こども大綱でも示されている社会教育施設の活用について、教育委員会とも昨年度から何度か話合いの機会を設けてきたところでもあります。また、こどもまんなか応援サポーターの趣旨に賛同していただいている企業と子どもや若者を対象としたイベントや企業見学等の実施につきまして、お互いのリソースを活用しながら協働の取組を進めてまいりました。今後も居場所づくりに関しましては、全庁横断的に、また企業や地域と協力しながら、そして当事者である子どもや若者・子育て世代の声を聴き、一緒に検討していく取組を進めてまいります。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。居場所づくりということで、本来ならば児童館みたいなものがあるといいと思うんですけど、時間的にも財政面的にもなかなかそれはすぐにはいかないのかなというふうに思います。今、答弁にもありましたが、教育委員会と話合いを重ねてきたということですが、どのように検討し、どのように取り組んでいこうと考えていますか。

○議長（岩澤 信君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。昨年度当初より、公民館を活用した居場所づくりについて、既に取り組まれている自治体にヒアリングしながら、当市でもどういった取組が可能であるのか、教育委員会と検討を進めてきたところです。子どもたちの安全確保やルールづくり、各公民館のキャパシティや人員配置など課題も多々あったことから、令和6年度中に取手市こども計画の個別の取組に位置づけるには至らなかったものの、子どもの居場所づくりの必要性から、計画施行後も教育委員会との協議を続けてまいりました。以上の過程を経て、教育委員会において今回の夏休み期間中に公民館の図書室や空き室を活用した子どもの居場所づくりを試行的に実施する予定であると伺っております。あわせて、親子で参加できるイベント等を実施し、様々な側面から子どもや子育て世代に対して、公民館における居場所づくりを進めることを予定しております。このような取組が、より子どもや若者・子育て世代に寄り添ったものとなるよう、引き続き先進事例などを参考とし、当事者と一緒に考える取組を、教育委員会をはじめとして様々な部署と連携しながら、子どもの居場所の充実を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。公民館、いいと思います。私も思い起こせば、昭和49年だったかに永山公民館できたんですけれども、ちょうど中学2年生か3年生で、やっぱり公民館の中の図書室で勉強した覚えがあります。あんまり勉強の成

果はなかったんですが、そこには何せクーラーがあったということで、そこが私だけじゃなくて地域の友達も来て何だかんだやっていた覚えがあるんで、今思い出しましたが、非常にいい取組だと思いますので、教育委員会とともに進めていっていただきたいと思います。やっぱりこどもまんなか社会ということで、こども計画を一つ一つ実現していかなくちゃいけないと思うんですね。そういう意味でもしっかりやっていただきたいと思います。ありがとうございました。以上です。大丈夫です。

以上で質問は終わるんですけども、やはりいろいろ今質問させていただきました安全安心対策の推進とか学校のこととか、こども計画のこととか、全てこれって少子高齢化につながるのだと思うんですね。今後とも市役所で行っている事務の中で、本当に少子高齢化と関係ないものというのはないのかなというふうに思います。ですので、2040年と介護ということで、2040年には高齢者が本当に増えて介護する人がいないんじゃないかという、そういうところもありますので、この日本全体の話ではありますけれども、それだけじゃなくて取手市のことだということを、よく今から肝に銘じてここは考えていっていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

ここで、海老原まちづくり振興部次長より発言を求められていますので、これを許します。

まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

〔まちづくり振興部次長 海老原輝夫君登壇〕

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 貴重なお時間を何度も頂戴いたしまして申し訳ございません。先ほど久保田議員の女性の就労やキャリアアップの支援についての御質問への答弁の中で、「第四次取手市男女参画計画」と訂正をさせていただきましたが、正しくは「第四次取手市男女共同参画計画」でございます。何度も申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。なお、発言の際には十分注意した上で発言をお願いいたします。

15時5分まで休憩いたします。

午後 2時49分休憩

午後 3時05分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、山野井 隆君。

〔18番 山野井 隆君登壇〕

○18番（山野井 隆君） 会派みらい・維新・国民の会、国民民主党の山野井 隆でございます。本日の私が一番最後ということで、休憩明けのラストバッターって何か緊張しますね。私の一般質問を聞いていただく体力を回復していただいた時間かなと思うんですけども、お付き合いいただきまして、よろしくお願いいたします。

まず通告、今回3点させていただいておりますが、まず質問に入る前に――質問に入る

前というより前段で少しお話ししたいことがあります。まず、取手市制施行 55 周年についてなんですが、読売ジャイアンツ、長嶋茂雄終身名誉監督の御逝去に際し、心より哀悼の意を表します。長嶋茂雄氏は類いまれなる野球の才能と情熱で、プロ野球界に数々の伝説を刻み、国民に感動と希望を与えてくださいました。そのカリスマ性と人柄は、世代を超えて多くの人々の心に深く残り、永遠に語り継がれることでしょう。日本の野球史にさん然と輝く偉大な功績に感謝し、御冥福を心よりお祈り申し上げます。長嶋茂雄氏のエピソードとして印象深い出来事は、1992 年のドラフト会議です。高校生ながら抜群の長距離打者として注目を集めていた星陵高校の松井秀喜氏は、驚異的なパワーとバッティング技術で怪物と称され、複数の球団が 1 位指名を争う状況でした。この年、読売ジャイアンツ、中日ドラゴンズ、福岡ダイエーホークス、ヤクルトスワローズの 4 球団が松井氏を 1 位指名、抽せんの結果、長嶋監督自らが引いたくじでジャイアンツが交渉権を獲得しました。この瞬間は長嶋監督の運と松井氏のスター性を象徴するエピソードとして、ファンの間で長く語り継がれています。長嶋監督が率いた読売ジャイアンツで、松井秀喜氏が背番号 55 を背負い、1992 年のドラフト会議で運命的にジャイアンツに加入したエピソードは野球史にさん然と輝く瞬間です。この背番号 55 は、松井氏の活躍によりスラッガーの象徴として日本プロ野球史に深く刻まれました。本年、令和 7 年 2025 年は取手市が市制施行 55 周年を迎える節目の年であります。過去を振り返りますと、45 周年ではプロモーションビデオや記念ポロシャツの作成、50 周年では記念式典、記念講演、取手市市史追補版の刊行、フジの植樹、御当地ナンバープレートデザインの募集など、行政と市民が協働して多彩な事業を実施し、取手市の自然・文化・アートの魅力を市内外に発信するとともに、市民の郷土愛を育む機会となりました。周年行事は取手市の魅力を広く発信し、市民の誇りと一体感を高める重要な施策と考えます。まずは取手市の過去の実績に対する評価と、周年行事の意義についての見解を伺いたいと思います。

今日は 50 周年のポロシャツを持ってきました、ちょうど 50 と書いてあるんですけども、まさに周年行事らしいグッズだなと思って気に入って——5 年前なんですけど、今も結構皆さんも着用してると思います。ぜひこの周年行事についての見解を、まずお聞かせいただきたいと思います。

〔18 番 山野井 隆君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 周年行事の意義と評価ということでございます。意義につきましては今議員がおっしゃっていただいたように、市の魅力、歴史、それから市の目指す未来、そういったものを内外に——市内外に広く発信をするいい機会であるということだと思います。それに対する評価として、これまで周年のたびに、市民とともにそういった様々な事業を効果的に実施ができてきた、といったところが評価に値するものであるというふうに考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） コンパクトな御答弁、誠にありがとうございました。認識は私と同じということ、私も今そのようにお伺いしましたので。それでは、予定されている行事、これは何なのか。55 周年記念行事について現時点で予定されている具体的な事業内容を教えていただければと思います。例えば記念式典だったり——ちょっと早い、ちょっとフライング、まだ終わってないから——プロモーションビデオ、市民参加型のイベントなど、どのような計画がありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。55 周年の記念事業につきましては、現時点におきましては、藝大フィルハーモニア管弦楽団による演奏会、取手ロゲイニングとドローンサッカー体験会の実施を予定しております。これらは今回が初となる新規事業もあり、事業の P R と兼ねて 55 周年を広く周知するという目的で 55 周年記念事業をうたっております。周知事業といたしましては、今年は全市を挙げての周年事業のタイミングとは位置づけてはおりませんが、一方で、10 年のサイクルの間は、目玉となる事業を全く行わないというわけではなく、むしろ周年等のタイミングを待たずにできるものを次々と実施していこうと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。私予算委員会の際にちょうどその事業の審査をしておりまして、執行部の答弁で、今年 55 周年だということをそのタイミングで知ったものですから、議場の議員さんも今年 55 周年って知ってた方いらっしゃいますか。——意外と認知されてなかったということで。今回それが質問の趣旨なんですけれども、例えばなんですけど、過去の周年行事を見ますと、45 周年、35 周年という 5 年刻みでもやはり周年行事を行っておりまして、今回ちょっと気になったのは、まずその情報公開がもう少し——不足しているんじゃないかと思ったんですけども。例えば 55 周年の節目の行事を市民や外部にアピールするための情報がホームページ上であったり、その特設サイトみたいなものも特になくて、今、取手市のホームページを開けますと、ごみの回収のページが一番最初に来るんですが、できれば 55 周年、華やかな内容をまず表面に飾っていただきたいなと思います。それとともに、例えば一貫したメッセージであるとか、ビジュアルアイデンティティー記念のロゴだったり、キャッチフレーズだったり、こういったものがないのもプロモーション効果を弱めてるんじゃないかと思います。また、デジタルプロモーションに関しても S N S でいろいろ探したんですけども、例えばエックスだったりインスタグラム、この中で 55 周年を醸成するような期待を持った投稿というのは全くちょっと見られなくて非常に残念だと思っております。また地域資源の活用も、アートプロジェクトであったり、利根川、競輪場、独自の地域資源、こういったものをさらに表に出していくべきなんじゃないかなと思いました。この点についていかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 山野井議員の御質問に対し、まちの魅力を広く発信する魅力とりで発信課の立場として、市制施行 55 周年に関連した取組について答弁さ

せていただきます。政策推進部長から答弁ありましたように、周年事業の一環として予算立てした事業というものはございませんけれども、55周年という節目というものは、魅力発信を展開する上で本市の魅力を再確認し、市民の郷土愛を深め、市内外に広く発信するよい機会であると捉えてございます。魅力とりで発信課といたしましては、市制施行55周年が10月1日に迎えるということもございますので、現在その55周年を踏まえた魅力発信ができるよう準備を進めている状況でございます。またそのような発信は、今年度計上している魅力発信にかかる予算の範囲内においても、十分創意工夫を凝らすことによって対応が可能であると考えており、今年の秋以降に順次公開をしていきたいと考えておりますので、ぜひ御期待いただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 秋以降でございますか。10月1日が記念日でございますよね。急いでやられたほうが私はいいと思ってるんですけど。多分、10周年置きのほうが、予算確保を見ますと結構大きいんですね。50周年のとき約2,400万円ぐらいの新規事業として最初に——当初に骨子案の中にも出てきてるんですけど、今回結構探すの大変だったりして、ちょっと寂しいなと思ってます。なぜこんな質問をしたかという、この5年間で流入してきた——転入してきた方、交流を持った方が、取手市の魅力——本当の魅力に気づいていない可能性もありますし、この5年置きというのは非常に私大事だと思ってます。ちなみに今回、私もまたポロシャツ買ったんですけど、皆さん覚えてます、デザイン。あれバッティング——野球ですよ。さっき言いましたよね、野球の町ですよ。野球にアンテナ高かったら、「55」という数字は食いついて欲しかったな……。

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） そう思いませんか。あのバッティングフォームに「55」って書いてくださいよ。どうですか、今から。そんなことを言いながら盛り上げていただきたいと思います。

それともう一つ、記念演奏ございますね、藝大のフィルハーモニア管弦楽団さんのすばらしい演奏が聴けるものなんですが、450万円の予算を組んでいます。フィルハーモニア管弦楽団さんのホームページ、私のぞきましたが、一切そのことを書いてないんです。取手市55周年について、書いてないです。この辺の連携はどうなってますか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。フィルハーモニア管弦楽団につきましては、今、藝大のほうと調整しておりまして、今現時点の予定といたしましては冬の予定となっております、だんだん詳細が明らかになってくるということで、さらに明らかになった時点でまた周知のほうをしていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 冬といいますか、日程はまだお決まりじゃないんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。現時点では、令和8年2月21日を予定しております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。であれば、しっかりとこの 55 周年の演奏に関わっているということを、その楽団さんにも御協力をいただきたいというふうに思いますので、ぜひとも御協議をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、この 55 周年を盛り上げることで、過去 5 年間に転入された方々の認知度向上、先ほど申し上げたように。それから、2023 年から始まったとりで利根川大花火大会にはドローンショーが組み込まれましたし、新しいコンテンツがたくさん入ったんですね、この 5 年間で。ぜひともこの取手市の魅力を発信する絶好の機会なんじゃないかなと思ってます。そして何より、中村市長が就任して初の周年事業になると思ったので、ど派手にいくのかなと思ってたんですけれども、今からでも遅くないので、しっかりこう盛り上げていただきたいんですが、最後に力強い答弁をお願いします。市長でも結構ですよ。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 山野井議員の貴重な激励と捉えております。市といたしましては、皆さん御存じのように、取手市をとにかく全国区に広く知らしめるということで、これ周年事業にとらわれず様々な形で、今、鋭意取り組んでるところでございます。今年の 9 月にも、開運なんでも鑑定団の公開収録を予定してございまして、本当であればこちらの鑑定団に 50 周年——55 周年を、冠をつけるという検討も実は水面下であったんですけれども、テレビ局との調整の中で、周年事業として取り扱うことがちょっとできないという事情もあったので、表立っては出してはいないんですけれども、そういったことも視野に入れて、ちょうど 55 周年という節目に取手市を全国の皆さんに知っていただく、またこの 55 周年のときにこだわらずに、引き続きこのテレビという媒体をうまく活用しながら、できれば毎年、何らかの形で取手市を魅力的なまちだということを紹介できるような機会を最大限、展開していきたいということを考えております。また、45 周年の頃に比べれば、様々な形でまちの魅力を広げる手法というのがどんどん発展してきてございまして、今まさにインスタグラムなどを活用して、長い動画というよりかはショートムービーなんか若い人などにも好まれる傾向もございしますので、そういった形で、様々な形で、魅力発信を市民の皆様、ファンクラブの会員の皆様と協働によって力強く推し進めていきたいという思いがありますので、引き続き御助言を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 「力強く」という言葉が力強かったですよ、今の。

〔笑う者あり〕

○18 番（山野井 隆君） 枠配分とかあるかもしれませんが、盛り上げていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。これで、この質問は終わります。

次に行きます。次に、取手駅東口のバリアフリーについて質問いたします。まず初めに、取手駅東口の利便性向上を求める声は非常に大きいものでございます。これまでの経緯について伺ってきたいと思います。現在の取手駅の東口は、令和 5 年 3 月に 1・2 番線ホ

ームに常磐線各駅停車へ向かうエレベーターが整備されました。高齢者や障がい者の方々が利用しやすい環境が一定程度整ってきました。さらに令和6年2月には土浦寄りに新たなエレベーターが設置され、1・2番線ホームに関してはバリアフリー動線が充実していると言えます。しかし一方で、3・4、5・6番線ホーム常磐線快速や成田線などへは、東口から直接成田線——すみません。常磐線快速へは、東口から直接アクセスできるバリアフリールートが依然として整備されておらず、1・2番線を経由し土浦寄りのエレベーターまで移動し、そこから3階へ上がり、エスカレーターで降りてようやくたどり着きます。この移動は時間と労力を要し、車椅子利用者やベビーカーを押す方々にとって大きな負担となっています。こうした課題について、私自身も日々の駅頭活動を通じて、市内外を問わず多くの方から御意見、御要望をいただいております。取手駅の利便性や安全性に対する関心の高さを強く実感しております。こうした課題を踏まえ、取手駅における3・4、5・6番線の東京方面寄りのバリアフリールートの確保に向けて、市はこれまでJR東日本との間でどのような協議を行ってきたのか。また、バリアフリー化に関する市からの要望や提案の履歴について御説明をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。取手駅東口のバリアフリーにつきましては、取手駅東口改札から全てのホームへのバリアフリールートを確認するため、平成27年よりJR東日本が調査設計を開始し、令和3年度から令和5年度までの3か年で、JR東日本において整備工事を実施しております。整備工事の内容といたしましては、常磐緩行線ホーム1・2番線の東口改札横とホームの土浦寄りにエレベーターを2基設置し、また同ホームにホームドアを設置いたしました。これによりまして、東口改札から車椅子利用者や障がいのある方々などが安全安心に常磐線各ホームを利用いただけることとなりました。市としましては、補助要綱に基づき、事業費の3分の1の額の補助金をJR東日本に対して交付しておりまして、令和3年度から令和5年度の3か年で、エレベーター整備費用として総額で約2億5,000万円を交付いたしました。また令和5年度にホームドア整備費用として約1億円を交付しております。東口のバリアフリールートの選定につきましては、利便性の向上という観点に加えて、利用者の皆さんが安全で安心して利用いただくということを最優先に検討した結果、ホームドアの整備が予定されている緩行線ホームを経由するルートが選定された経緯がございます。また、取手駅の構造上、エレベーターやエスカレーターを設置するための掘削工事が困難な箇所が数か所存在し、作業内容によっては、現場の列車の安全運行に悪影響を及ぼすなど大きな制約があり、JR東日本が駅のホームを掘削することにつきましては、軌道敷の地盤に緩みが生じ、列車の運行上、大きな危険因子になってしまうことを懸念したことを考慮したという事情もございます。現在のバリアフリールートにつきましては、東口から快速線ホームに行くためには緩行線ホームを経由する必要がある、東口からダイレクトに快速線ホームに上がれないことから、東口の利用者の方々にとっては使いづらい面がある

という声があることは認識しておりますが、ただいま御説明をさせていただきましたもろもろの事情を総合的に勘案し、ＪＲ東日本と協議の結果、現在のバリアフリールートとなったものでございますので、この点、御理解をお願いいたします。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 御答弁ありがとうございました。ベストを尽くした結果、今の位置に落ち着いたという御説明でございます。先ほどの答弁では、３・４、５・６番線については掘削工事が困難な箇所が存在すると、安全上のリスクを理由に現時点で東口からのバリアフリールート整備は困難であるとの御説明があったわけですが。ただ、このお話というのは、図面を見せていただいたんですけども、その当時の検討状況、これ平成のまだ 29 年とか、その頃の話だと思うんですよ。現在の建設技術とか工事の技術の発展というのは目覚ましいものがありまして、こういったものを再度検討するいい機会なのかなと思いましたので、この質問をさせていただいたんですが。例えば極細径のエレベーターとかシールド掘削機、地盤改良のためのジェットクラウド技術だったり、既存構造物の三次元計測といった狭小かつ制約の地下空間でも安全に施工可能な工法が実用化されつつあります。こうした最新の工法や技術を取り入れた上で、改めて東口から 3 番線から 6 番線方面へのバリアフリールート確保の可能性を再検討していただきたいと思っております。また、全国的に同様の構造的制約がある駅においても、技術の工夫によりバリアフリー化を実現した事例があると聞いております。例えば土木構造の制約を乗り越える形で自由通路やエレベーターが設置された駅の例など、ＪＲ他社を含めた全国の事例調査を行って、その知見を生かしていただくことを要望したいと思います。今すぐに整備を求める——可能を求めるということだけではなくて、再び現実的な選択の幅を広げる意味で研究をし直していただきたいと思います。

次の質問なんですけども、この質問したときに、どうせなら自由通路、前——2 回前の定例会で同じ質問してる——自由通路についての質問をしてと思います。その際には自由通路は進めていくという、たしか答弁だったと思います。どうせやるのであれば一遍にやったらどうかなと思って、この質問をします。現在、取手駅には東西自由に行き来できる自由通路が整備されておらず、通勤・通学・買物・通院など日常的に駅を利用する多くの市民にとって不便な状況が続いています。特に取手駅のように特急列車【「特急列車」を「快速列車」に発言訂正】を含む複数路線が発着し、乗降客も多い主要駅において自由通路が未整備であることは、当市として極めて不名誉な状況であり、県内他市の主要駅と比較しても大きく遅れを取っているのが現状です。また、自由通路がないことで、災害時の避難動線の確保、防災対応、駅周辺の回遊性向上、景観、まちづくりの観点からも深刻な影響を及ぼしていると考えます。駅全体の構造を見直す中で、東西をつなぐ自由通路の整備と一体的に東口から 3・４、５・６番線ホームへ直結するバリアフリールートの確保を検討すべきじゃないでしょうか。ＪＲ東日本は 2026 年 3 月から、鉄道駅のバリアフリー料金を廃止して、標準運賃を平均 7.1%値上げする計画を発表しております。これは日本経済新聞の 12 月——2024 年 12 月 6 日の記事です。これによって従来のバリアフリー

施設の整備に充てられてた資金が運賃収入に統合されるわけです。そうしますと、駅のバリアフリー化の進捗が鈍化する可能性も懸念されるわけであります。また一方で、2006年の新バリアフリー法により、公共交通機関のバリアフリー化は国・地方自治体・鉄道事業者の共同責務とされており、政府広報オンラインによりますと、高齢者や障がいがある方々の移動の自由を確保することはインクルーシブ社会の実現に不可欠だとしています。福島県の実例を挙げますと、浪江町のＪＲ常磐線浪江駅でも駅周辺一帯の整備事業が進められており、交流施設や商業施設、地域活性化施設が2028年3月、浪江駅の東西自由通路と新駅舎が2030年3月に完成し、グランドオープンは2031年3月となる見込みであります。

そこで、改めて市に伺います。市として自由通路の整備と東口のバリアフリー動線確保を一体的に捉え、ＪＲ東日本や国交省との協議を進める意向があるのか。インフラは未来永劫、市民が共有する公共の財産ですから、財源がないからできないと諦めるのではなく、必要であれば堂々と地方債を発行し、将来世代と負担を分かち合いながら確実に前進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。現在、取手駅西口Ａ街区におきましては、再開発準備組合が市街地再開発事業の施行を計画しており、また、市としましては、再開発ビル内に図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針であります。そのため、将来的には再開発事業及び複合公共施設整備を起爆剤として、取手駅周辺の来街者数が大幅に増加し、にぎわい創出につながる効果が期待可能であることから、取手駅の東西口間の往来につきましても、利便性を図り回遊性を高める必要があると考えております。こうした観点から、将来的に東西自由通路を整備することの必要性や有効性につきましても、市としましても認識しているところでございます。さらに、駅舎の橋上化につきましても、平成21年度にＪＲ東日本が当該事業に係る事業効果などについて検討した結果、新規事業についての事業着手が困難な状況であるとの経営判断によって断念することとなった経緯がございますが、平成21年度当時と現在とでは、区画整理事業による都市基盤整備の進捗に加えまして、再開発事業の施行計画や複合公共施設の整備方針の存在といった駅周辺に関する様々な状況が大きく変化しておりますので、ＪＲ東日本とは橋上化も含めて、再度様々な観点から協議を行っていきたいと考えております。将来的に自由通路の整備や橋上化を行うとなれば、当然、バリアフリールートも新規に整備されることとなるため、東口からの新たなバリアフリールートも確保されることとなります。こうした観点から、東口における新たなバリアフリールートの整備につきましても、自由通路の整備や橋上化の検討過程におきまして、併せて検討していきたいと考えております。そのため、今後は再開発事業や複合公共施設整備の進捗状況などを踏まえ、適切な時期を見計らって、ＪＲ東日本に対しまして協議の申入れをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。長年にわたって、ここにいる議員さんたちも

先輩議員も、そして今までの首長さんたちも、ＪＲの皆さんも、ずっとこれについて取り組んでこられたんですけども、構造的な問題だったり、本当に難しい中でジレンマがあるんだろうなというふうに思います。ただ、どうしても私、駅前で——染谷さんなんかとよく駅で会ったりするんですけど、いろんな方にお会いするんですよ、やっぱり。例えば東口から左に行って、**東京駅？東京方面寄り？**のホームから上がってる御夫婦を見たんですけど、ベビーカーを２人で持ち上げて上がってるんですよ。やっぱり遠過ぎるんですね。あそこ上がって、こう上がってというのは。あれ見るとちょっと切なくなりましてね、そういうことではいけないなというふうに思いましたので。例えばＪＲさんとの協議であったり、地権者さんとの協議の、いろんなうまくいかない不調だとか、構造の問題だとかいろいろあると思うんですけど、取手市に住んでる市民にとっては、それはどうでもいい話なんです。いかに利便性のいい取手市って誇れるまちかというのを気にしてみんな生きてると思うので。ぜひこれは、この内部状況はもういいと、早くやってほしいなってみんな思ってるはずなんです。ここについては、自由通路また橋上化について、利便性と回遊性の向上に加えて東口からのバリアフリーと、新規に整備されて一石二鳥の効果が期待できると思います。時期については申し上げられないんでしょうけれども、なるべく早く進めていただくということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。お願いします。

最後になります。学校運営協議会委員について、コミュニティ・スクールについて、お尋ねをしたいと思います。現在、全国の公立学校で導入が進められている学校運営協議会制度——いわゆるコミュニティ・スクールは、2000年の地教行法改正により創設されました。これは教育における地方分権の流れの中で生まれた制度です。1990年代後半、国の行財政改革と地方分権推進計画の下、教育分野でも地域の実情に応じた柔軟な学校運営が求められるようになりました。従来、教育行政は主に文科省や教育委員会が担う中央集権的な仕組みでした。それだけでは地域課題や多様な教育ニーズに対応し切れないという認識が広がったためです。こうした背景の下、学校と保護者・地域住民・行政が協働し地域ぐるみで子どもを育てる体制として、学校運営協議会制度が制度化されました。2017年には全ての国公立学校での導入が努力義務とされ、今やその機能の実効性や地域の多様な声の反映が問われる段階に入っています。そこでお聞きします。委員の具体的な活動内容です。取手市の学校運営協議会の委員は、具体的にどのような活動を行っていますか。開催頻度と併せて伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、山野井議員の御質問に答弁いたします。学校運営協議会、また委員の役割についてですが、大きな役割に、学校運営基本方針等の承認がございします。学校長は毎年次年度の教育課程の編成など、学校運営に関する基本的な方針を作成します。方針について学校長から協議会に説明し、話し合いの中で意見を受け、最終的に作成された方針について協議会の承認を受けます。この役割を果たすために、会議の中

で熟慮と討議を重ねながら、学校、児童生徒、地域の課題を共有し、解決策、アイデアを形成していく熟議を行っております。令和6年度中の学校運営協議会の開催実績についてですが、全19協議会で合計85回会議が開催されました。協議会別で見ましても、全ての協議会が年4回以上開催しております。最も多く開催した学校運営協議会は、白山小の学校運営協議会で年間6回開催しております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。開催の回数にばらつきがあるようですね。ガイドラインだと多分月に1回とか2回とか、たしかあると思うんですが、最低ラインをクリアされているのか分かりませんが、そういう活動だということは分かりました。

次に、この委員の活動に対する評価や振替の仕組みがあるのか。委員自身が教育委員会による活動評価の実施状況、こちらをお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） お答えいたします。学校運営について協議する意見を述べるのが学校運営協議会の役割となります。よって、各協議会や各委員の活動について、直接的に自己評価や振替を行う仕組みというのはございません。しかしながら、取手市学校運営協議会規則第15条に、「教育委員会は、協議会の運営の状況について、的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない」と定めております。各協議会で開催します会議には、生涯学習課職員や統括的コーディネーターがオブザーバーとして出席しており、各協議会の状況については教育委員会でも把握し、必要に応じて指導、助言、情報提供を行ってまいります。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。ありがとうございます。次に、委員の選定方法について伺ってきたいと思います。推薦・公募の実施状況についてなんですけども、委員は主に学校からの推薦なのか、公募によるものなのか。公募が行われている場合、その周知方法や応募状況はどうなっているのか確認します。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 地方教育行政法において、また市の規則においても、対象学校の校長は委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができると定めており、当市においては令和7年度の各協議会の委員任命に当たっては、全ての協議会において学校長からの意見を聴取し、任命に反映したところでございます。なお、現在のところ当市においては、協議会委員については公募を行ったことはございません。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 次に、この多様な立場の反映というのは、この制度の目的だったと思うんですが、保護者と地域住民、企業、福祉関係者、若者など、多様な立場が反

映されるようにこの人選は配慮されていますか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 委員につきましては、地方教育行政法においてその対象を、1、地域の住民、2、在籍する生徒児童の保護者、3、学校の運営に資する活動を行う者、4、そのほか教育委員会が必要と認める者と定めております。このその他については、市の規則において学校長その他教職員、学識経験者、行政機関の職員、そのほか教育委員会が必要と認める者と定めております。令和2年に文科省が作成した学校運営協議会設置の手引きという資料によりますと、この委員を選出するときのポイントとして、自主的で活発な議論を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数が必要であり、学校（校長）とともに行動していける委員を選定することが重要とされています。具体的な人選については、古くからその地域を熟知される方が選出されることが必要である一方で、新たな視点からその学校の関係者を選出し、協議会で新しい意見を述べていただくのも必要と考えております。今年度も例えば地元の郵便局長さん、学校の地域に根づいている企業の代表の方、通信制サポート校の関係者など、委員として任命している例もございます。各学校長にはぜひ地域へのアンテナを高くしていただき、熱心かつ建設的な意見が飛び交う協議会となるメンバーを選出していただくよう、共有してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。まず、取手市教育委員会のウェブサイトで、委員選出のプロセスだったり選定理由というのが簡単に見れない状況になってますので、また教育委員会の委員の紹介というのはあるんですけど、学校運営協議会の委員については触れられてないんですよ。だから、どなたがなられているのか、どういう立場なのか、どういう職種なのか、そういうもの全く分からないんですよ、この状況では。これ、一般的な状況との比較をしますと、文部科学省のガイドラインでは、委員は教育委員会や校長が選任し、地域住民・保護者・専門家を含むことが推奨されると書いてあるんです。公募制を採用する自治体も今増えているんですよ、実際。理由は、地方だと人が集まらないんで、地域の有力者、例えば元PTA会長だったり——偏ってしまうということに、傾向に警鐘を鳴らしているわけなんです。また、政治的中立性、これ私非常に大事だと思ってます。例えば選任基準の公開や多様な委員、例えば若年層の男女だったり、その学校を卒業した大学生だったり、それからあと性的マイノリティーですね。そういった方々が——登用がまさに求められる段階なんですけど、そういった取手市の具体的な取組は、もうどこを見ても確認できない状況です。ただ、学校運営協議会の「つなぐ」という通信によって大まかなことは分かるんですけど、委員がどのように機能して、関与して、どう方針が変わったのかというのは、全く定性的に理解できない状態なので、それを含めて、この政治的中立性の懸念に関して、そういった偏りを防止またそういう——何ていうんでしょうね、懸念される——公開性が低いほど、政治的な背景だったり、そういったものが懸念されるわけなので、改善点としてはやはりその公募制をしっかりと導入する。公募してもどうせ来ないというふうに言う人もいるかもしれませんが、実際にどの程度の時間、その

業務に時間を割かれるのか、どういう方々がいるのか、で、体験でその会議を見学ができるのか、また報酬は幾らなのか、そういうことが分からないとアプローチのしようがないと思うんですね。ですから、いつの間にか決まってるというのは、これは私はフェアではないと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） お答えいたします。学校運営協議会、またコミュニティ・スクールに関しましては、その全体像も含めまして市民の皆様に広くお示しするというのは、これ重要なことかと思えます。それは私ども教育委員会、もしくは各学校ごとで行わなければいけないものと考えております。委員ご指摘の公募について、私どもも、私ども公募は行ってないということで申し上げましたけども、他の自治体で事例があることも今回確認させていただきました。それを含めまして今後の人選に関しましては、文科省の例はありますが、その辺、市町村の裁量はどこまでできるかも含めて検討していきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 何人か知人が関わってるんでいろんなお話を情報交換しましたが、今回予算も、予算審議でいろいろそこにかかる予算も見てきたんですね。例えばコーディネーターの招集だったりとか、実際コーディネーターのお仕事って、例えば、「誰がコーディネーターなの」「いや知らない」とか、その委員が。そういう人もいるし、どういう組織なんだろうというふうに感じているところなんです。基本的にはもう共有——共通認識で、その実践部隊というんでしょうかね、ちょっと分からないんですけど、そういった方がそういう働きをしているのかもしれないんですが、ちょっとその辺がもっと分かったほうがお互いにいいのかなと思ったものですから、質問させていただきました。

最後になりますけれども、事業効果をやはり明確にするべきだと思います。この制度は、例えば学校や地域はどのような成果・変化があったというのを、市が認識できるための定量的・定性的な評価指数、これが存在するのかをちょっと伺いたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） お答えします。コミュニティ・スクールについては、その成果について定量的・定性的な評価を行うことは、なかなか難しい面があると感じております。一方で、学校運営協議会また地域学校協働活動が一くくりのコミュニティ・スクールの取組ということになります。このコミュニティ・スクールの導入により、どんな子どもに育てたいか、どんな教育を進めたいかという基本方針を地域の関係者の方と共有することで、学校側もより地域に目が向き、地域の有志の皆様も共通——共有した教育目標の実現のために協力するという意識が芽生えてくると感じております。地域の方が学校にボランティアなどで関わってくれることで、子どもたちの学習・学校生活が充実すること、また地域に生徒が出て行き地域で学ぶ——地域から学ぶことで、生徒の成功体験や地域づくりに寄与できると考えております。また、地域の人材が学校運営に携わることで、教職員の負担軽減、働き方改革にもなると言われているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。なかなかその判断・評価は難しいというお話でした。それからもう一つ、その議事録だとか、その内容の可視化をもう少し進めていただきたいと思うんです。これ公費が結構投入されてるんで、委員の議論の成果、これは市民に可視化される必要が私はあると思ってます。例えば議事録の報告をウェブで見れるとか、例えば学校長が方針を出しました、その出したものを委員がただ見て承認する——追認するだけではないんだなというのが分かるような議論の経過がないと、何をしているのか分からないという、もったいないと思うんですよね、逆に。すごいいい意見言っても、どういうふうに——ああこういう方がやっぱり入ってくれてるんだ、安全だな、安心だなとか地域の方が思えるような仕組みをつくるべきなんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 各協議会の会議録につきましては、協議会ごとに書記が選任されておりまして、書記により作成され、学校長が確認するという流れを取っております。会議ごとの議事録については、学校長の確認を教育委員会生涯学習課のほうにも提出されることを求めています。また、協議会は学校運営などが地域住民から理解され協力参加が促進されるために、協議の結果の情報を積極的に提供するように努める必要がございます。今後は、各協議会が協議の結果について——我々教育委員会も「つなぐ」などで広報してるわけですが、その点を継続して行って、それぞれの地域内で地域住民や保護者、関係者に情報提供するよう、学校のほうにも助言をしてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。最後に提案させていただきますと、協議会の成果指標についての提案なんですけども、やはりこの不登校率の変化であったり、地域連携イベントの参加者数だったり、また、いじめが減った——いじめが減ったといえますか、そういった——何でしょうね、保護者アンケートの満足度だったりとか、いろんな可視化できるものをどんどんやっぱりやっていったほうがいいのかなというふうに私は思ったものですから。実際にそういう——例えば、例として令和8年度にどこどこ中学校の協議会が企画した地域学習で生徒の地域の理解度が20%アップしたとか、こういったものも郷土愛を育むために必要なかと思いましたので、ぜひともその成果指標を——何らかの成果指標を考えていただければと思います。よろしいでしょうか。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、山野井 隆君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 50 分散会